

目 次

第1号（3月4日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	5
欠席議員	5
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	6
開 会	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸報告	7
議案第13号	23
議案第14号	23
議案第15号	23
議案第16号	23
議案第17号	23
議案第18号	23
議案第19号	23
議案第20号	23
議案第21号	23
議案第22号	23
議案第23号	23
議案第24号	23
議案第25号	23
議案第26号	23
議案第27号	23
議案第28号	23
議案第29号	23
議案第30号	23

議案第31号	23
議案第32号	23
議案第33号	23
議案第34号	23
議案第35号	23
議案第36号	23
諮問第1号	23
予算審査特別委員会の設置及び委員の選任	29
過疎地域自立促進計画審査特別委員会の設置及び委員の選任	30
委員会付託の省略	31
議案に対する質疑	31
各常任委員会・各特別委員会議案審査付託	44
陳情書の付議	44
産業文教常任委員会陳情審査付託	44
散 会	45

第2号（3月7日）

議事日程	47
本日の会議に付した事件	47
出席議員	47
欠席議員	47
事務局職員出席者	47
説明のため出席した者の職氏名	47
開 議	48
一般質問	48
2番 神田 直人君	48
5番 黒木 泰三君	56
3番 中武 良雄君	64
6番 堀田 廣幸君	70
散 会	85

第3号（3月15日）

議事日程	8 7
本日の会議に付した事件	8 8
出席議員	8 9
欠席議員	8 9
事務局職員出席者	9 0
説明のため出席した者の職氏名	9 0
開 議	9 0
各常任委員会・予算審査特別委員会・過疎地域自立促進計画審査特別委員会付託議案 審査結果報告	9 1
諮問第 1 号	1 0 0
委員会の閉会中の継続審査	1 0 0
議員派遣の件	1 0 0
各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告	1 0 1
各委員会の閉会中の調査	1 0 2
署 名	1 0 4

木城町告示第2号

平成28年第2回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年2月26日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 平成28年3月4日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

眞鍋 博君	神田 直人君
黒木 泰三君	堀田 廣幸君
淵上 三月君	原 博君
山田 秋吉君	内田 重則君
後藤 和実君	

○3月7日に応招した議員

眞鍋 博君	神田 直人君
中武 良雄君	黒木 泰三君
堀田 廣幸君	淵上 三月君
原 博君	山田 秋吉君
内田 重則君	後藤 和実君

○3月15日に応招した議員

眞鍋 博君	神田 直人君
中武 良雄君	黒木 泰三君
堀田 廣幸君	淵上 三月君
原 博君	山田 秋吉君
内田 重則君	後藤 和実君

○開会日に応招しなかった議員

中武 良雄君

平成28年 第2回(定例)木城町議会会議録(第1日)

平成28年3月4日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成28年3月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③補助団体等の監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第13号 郷の駅「石河内」の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第14号 平成27年度木城町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第15号 平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第16号 平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第17号 平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第18号 平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第19号 平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第21号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第22号 職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第23号 木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第24号 木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例及び木城町山村定住住

宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第25号 木城町農林業振興事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第26号 木城町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第27号 平成28年度木城町一般会計予算
- 日程第20 議案第28号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第29号 平成28年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第30号 平成28年度木城町下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第31号 平成28年度木城町介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第32号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第33号 財産の譲渡について
- 日程第26 議案第34号 木城町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第27 議案第35号 西都児湯行政不服審査会の共同設置について
- 日程第28 議案第36号 西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第30 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第31 過疎地域自立促進計画審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第32 委員会付託の省略
- 日程第33 議案に対する質疑
- 日程第34 各常任委員会・各特別委員会議案審査付託
- 日程第35 陳情書の付議

◎陳情第2号

「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議を求める陳情書

- 日程第36 産業文教常任委員会陳情審査付託
- 日程第37 散会

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告

- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③補助団体等の監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
- 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告

- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第13号 郷の駅「石河内」の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第14号 平成27年度木城町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第15号 平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第16号 平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第17号 平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第18号 平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第19号 平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第21号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第22号 職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第23号 木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第24号 木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例及び木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第25号 木城町農林業振興事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第26号 木城町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第27号 平成28年度木城町一般会計予算
- 日程第20 議案第28号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第29号 平成28年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第30号 平成28年度木城町下水道事業特別会計予算

- 日程第23 議案第31号 平成28年度木城町介護保険特別会計予算
日程第24 議案第32号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
日程第25 議案第33号 財産の譲渡について
日程第26 議案第34号 木城町過疎地域自立促進計画の策定について
日程第27 議案第35号 西都児湯行政不服審査会の共同設置について
日程第28 議案第36号 西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について
日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第30 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任
日程第31 過疎地域自立促進計画審査特別委員会の設置及び委員の選任
日程第32 委員会付託の省略
日程第33 議案に対する質疑
日程第34 各常任委員会・各特別委員会議案審査付託
日程第35 陳情書の付議

◎陳情第2号

「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議を求め
る陳情書

- 日程第36 産業文教常任委員会陳情審査付託
日程第37 散会

出席議員（9名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
5番 黒木 泰三君	6番 堀田 廣幸君
7番 淵上 三月君	8番 原 博君
9番 山田 秋吉君	10番 内田 重則君
11番 後藤 和実君	

欠席議員（1名）

3番 中武 良雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書 記 稲田 宏美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	半渡 英俊君	副町長	-----	横田 学君
教育長	-----	中竹 聖子君	総務課長	-----	中村 宏規君
財政課長	-----	石井 雄二君	会計管理者	-----	伊藤 章君
まちづくり推進課長	----	萩原 一也君	環境整備課長	-----	河野 浩俊君
教育課長	-----	中井 諒二君	税務課長	-----	津江 邦彦君
福祉保健課長	-----	小野 浩司君	町民課長	-----	吉岡 信明君
産業振興課長	-----	押川 道彦君	代表監査委員	-----	桑原 正憲君

午前9時00分開会

○事務局長（渕上 達也君） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（後藤 和実） おはようございます。早朝より議会傍聴にご来場いただきありがとうございます。傍聴席での写真撮影及び録音などは議会傍聴規則により禁止されております。

定刻になりました。ご報告します。3番、中武良雄君からのインフルエンザ疾患による欠席の届け出がありました。ただいまの出席議員は9名です。

ただいまから平成28年第2回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

初めに、堀田廣幸君から発言を求められていますので、これを許します。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 昨年、平成27年第5回9月定例議会において、私の一般質問で、指定管理者制度及び管理運営委託料の見直しについてを質問事項として行いました。

その中で、木城温泉館湯ららに関する質問で、都城市の青井岳温泉での平成24年従業員の公金横領金額を3,000万円と発言しましたが、事実は2,000万円であったこと。

また同じく、青井岳温泉の昨年度余剰金、都城市への余剰金返還額、過去の余剰金返還額、宿泊施設との連結決算の金額、以上4件の金額については、私の一方的な推測による金額での発言であったために、事実とは異なる金額でありました。

このことで、関係施設及び関係者に対し、多大なご迷惑をおかけいたしましたことに対し、深

くおわびを申し上げます。

なお、このことについては、3月議会だよりに掲載することとなっております。まことに申しわけありませんでした。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君の発言が終わりました。

平成28年第2回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、3月4日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 和実） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、神田直人君、5番、黒木泰三君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（後藤 和実） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（後藤 和実） 日程第3、諸報告を行います。

これより議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、補助団体などの監査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。別紙議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

昨年12月21日に木城町商工会館において泥谷久光氏の日本グランプリ受賞祝賀会に参加しております。泥谷さんが、陸上という分野で逆境を乗り越えられて輝かしい成績を残されたことに対しまして、大変栄誉ある賞を受賞されたわけですが、この功績は私たちの誇りであり、励みとなっております。

今後の活躍を期待するとともに、私たちも現状に甘んずることなく挑戦という気持ちを持ち続けていく必要があるかと改めて感じたところであります。

12月22日に、町内指定管理者との意見交換会を実施しました。

町内の公の施設の管理を行っている団体の指定管理における現状などについて、意見交換を行いました。

今年に入りまして、1月1日には、平成28年成人式が新成人者の司会のもとに厳かに行われました。新成人95名のうち55名の成人者が参加し、二十歳の決意と自覚を持って自分の将来を切り開き、目標に向かって邁進していこうとする若者の将来を想像すると、これからの木城町、日本を支えていこうとする力強い若者に頼もしさを感じたところです。

1月4日は、木城商工会館において新年賀詞交歓会を行われ、100名を超える商工、農協、行政の関係者が、新年にあたり挨拶及び意見交換が行われました。

1月10日には、平成28年木城町消防始め式があり、消防団員143名の参加があり、厳寒の中、日ごろの規則と機敏な動きで訓練の成果を発揮する団員を見て、町民の生命と財産を守っていく消防団活動に改めて敬意を感じたところです。

1月18日には、門川町総合文化会館において、宮崎県町村議会議長会主催による時局講演会が行われました。静岡県立大学の特任教授である小川和久氏による「日本人に国を守れるか」という演題で講演を拝聴しました。

中国の東シナ海、南シナ海の行動の分析や集団的自衛権がなぜ持ち上がっているのかが、安全保障の問題や憲法9条について国際情勢を交えながら講演をいただいたところです。

1月29日には、石井記念友愛社において、石井十次資料館の上棟式が行われました。あいにくの雨の中でしたが、郷土の偉人である石井十次氏の功績を学ぶことができる資料館の完成を期待しているところであります。

2月4日から5日にかけて、半渡町長とともに沖縄県うるま市を表敬訪問いたしました。平成4年から平成25年まで子供たちの交流をしておりましたが、今までの交流のお礼と今後の新たな地方創生の観点から、自治体間の連携や交流を交わればという目的で訪問してまいりました。

2月10日には、児湯郡（市）町村議会議長会定例会が都農町で行われ、経過報告並びに平成28年度の活動計画が説明され、その後、西都市児湯郡選出の県議会議員と会し、TPPにおける県内に及ぼす被害や新田原基地にある予備滑走路を物流輸送に利用できないかなどの意見の交換を行いました。

2月18日には、宮崎観光ホテルにおいて、宮崎県町村議会議長会第67回定例総会が行われました。美郷町町議会の議長に森田議長にかわられましたことによる理事の補欠選任と平成27年度の会務報告、平成28年度の町村負担金について説明が行われ、講演では、霧島ホールディングス株式会社取締役の伊賀崎繁氏が霧島酒造100年の奇跡という題で酒税についてわかりやすく説明された後、創業当時から現在に至る霧島酒造の歴史などについてご講演をいただい

ております。

以上で会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告、補助団体などの監査結果の報告については、別紙お手元に配付しておりますので、これにより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙議員派遣の報告のとおりであります。

報告書1番、宮崎県町村議会議長会主催、時局講演会の件については、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので省略いたします。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。町長の政務報告については、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、平成28年第2回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には年度末を迎え諸事ご多用の中にご参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会のおきましては、指定管理者の指定1件、補正予算案6件、条例案7件、当初予算案6件、財産の譲渡1件、過疎地域自立促進計画1件、共同設置規約2件、人事案件の諮問1件、合わせまして25議案のご審議をお願い申し上げます。

諸議案の内容につきましては、提案の理由のところでご説明させていただきたいと存じます。よろしくご審議くださいまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

まず、政務報告の前に、木城町の明るい話題、誇りとすべき話題を4点ご報告申し上げたいと思います。

1点目ではありますが、安倍首相が1月22日の第190回通常国会の施政方針演説の中で、経済的困窮などを乗り越えて、日本で初めて孤児院を設立し孤児救済にささげた児童福祉の父、石井十次の言葉「なせよ、屈するなかれ。時重なればその事必らずならん」を引用し、日本の国柄づくり、国政に向かって諦めずに進んでいく決意を表明されました。私たちもこの言葉をそれぞれの目標や夢挑戦のエネルギーとしたいものです。改めて郷土の偉人石井十次の功績と信じた道をまっしぐらに突き進む姿、生き方に感銘を受けました。

2点目は、平成28年宮崎県広報コンクールで本町の広報誌「広報きじょう」が町村の部で、実に20年近くでありましたが入選をいたしました。今後、特選を目指して挑戦していくよう激励したところであります。

3点目は、出店北の79歳高橋宗義さんが9月24日から25日にかけて行われます岩手国体のグラウンドゴルフ大会に宮崎県代表として内定し、出場される予定になっております。宮崎県選手団は男性6名、女性6名の合計12名、高橋さんには晴れの舞台で日ごろ練習の成果を発揮

し、最高の成績が収められるよう期待をしたいと思います。

4点目は、先月26日に公表されました2015年国勢調査速報値であります。

国として初めて人口減少に転じた中で、宮崎県においても前回調査よりも3万856人減少いたしました。そういった人口減少の流れの中で、宮崎市、三股町、綾町、木城町の1市3町が人口が増えたという結果が発表されました。

木城町は、平成22年国調人口5,177人から平成27年国調人口が54人増の5,231人でした。県内からの転入が多く、住宅取得奨励金などの定住促進策及び手厚い子育て支援の効果が表れていると分析をしております。これまで定住促進子育て支援策のトップランナーでしたが、地方創生のもとでも、今後さらに磨きをかけるなど充実を図ってまいります。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。

12月議会定例会以降の政務について、主な事項のみお手元の政務報告により報告をさせていただきます。

初めに、12月16日でございます。第1回木城町まち・ひと・しごと創生推進会議を開催いたしました。地方創生に係る総合戦略等の策定及び策定後の検証について、今後、ご提案、ご助言、ご支援をいただきます。委員は、産業、行政、教育、金融、メディア関係、それから一般公募の方々に16名です。

なお、委員の互選により、会長は観光協会長の牛田宏氏、副会長は高鍋信用金庫木城支店長の日高秀雄氏にお世話いただくことになりました。

次に17日でございます。第1回木城町行政改革推進会議を開催いたしました。今後、木城町行政改革推進本部で検討されました行政改革大綱案について、大所高所の見地からご提案、ご助言、ご検討をいただきます。委員は一般公募の方を含め10名です。なお、会長は委員の互選により商工会代表の桑原常雄氏にお世話いただきます。

次に18日でございます。

木城町消防団年末年始特別警戒に伴う出発式が行われました。警戒期間は18日から明けて9日まで行っていただきました。消防団員のおかげで年末年始の安心・安全が担保されています。

次に21日でございますが、議長報告とかぶりますけれども、下鶴の泥谷久光氏の日本体育協会日本スポーツグランプリ受賞の祝賀会が木城町体育協会主催で行われました。この賞は、長年にわたりスポーツを実践されてきた方で、広く国民に感動や勇気を与え、しかも顕著な功績を上げられた方々を顕彰するものです。木城町では初めて、宮崎県からは2人目の受賞者となりました。往年の名ランナー君原健二さんの言葉「努力を糧にゴールは無限」を実践されています。

次に23日でございますが、第3回児湯郡プレ大会県第59回児湯郡町村対抗駅伝競争大会が12区間、24キロメートル、8チーム参加のもと、高鍋ルピナスパークで行われました。木城

町は2チーム参加をしまして堂々の3位、そして躍進賞を獲得いたしました。小学生、中学生、高校生の走りが特にすばらしく、区間賞が2人、区間2位が3人でした。

次に26日でございますが、選挙管理委員会が開催されました。今井大司委員長がご勇退され、議会から補充員の選挙をいただきました朝倉正男氏が選挙管理委員に就任されました。なお、新しい委員長は委員互選により赤峯正廣氏が選任されています。

次に1月1日でございますが、議長と報告にもありましたように、日本一早い木城町成人式をリバリスでとり行いました。55名の新成人に成人証書を手渡し、ふるさとを愛する心、気持ちを忘れることなく、自らの夢の実現と木城町の未来のために活躍してほしいと挨拶をいたしました。新年を飾る厳かで凛とした成人式であったと思います。

2ページをお開きください。4日でございますが、後藤議長、鎌田農業委員会会長にご臨席を賜り、平成28年木城町仕事始め式を行いました。私からは、町民のため、木城町がよくなるために新たな決意と意欲を持って木城町の発展と町民の福利向上に取り組んでいただきたいと訓示をいたしました。引き続き、9時からは木城町社会福祉協議会の仕事始め式に臨み、社会的弱者に寄り添って地域福祉、社会福祉に尽力していただきたい旨の訓示を行いました。

次に掲載をされてませんが、4日午前中から5日にかけて、後藤議長にもご同行いただき、副町長、教育長、総務課長、まちづくり推進課長というメンバーで、県庁を初め、関係機関に年始挨拶を兼ねて木城町のまちづくりにご支援とご理解いただくよう表敬訪問をいたしました。木城町をよくするため、元気にするために、今後も議会と執行部一致団結協力して、要望、陳情活動などを積極的に行っていきたいと考えております。

次に10日でございますが、木城町消防始め式を開催いたしました。日ごろから木城町民の安心と安全をお守りいただいていることに感謝を申し上げたところです。点検においては、各部ともよく訓練されており、大変心強く感じたところです。最近、矢野団長のもと団員の士気が上がってきていると思っております。

次に11日でございますが、第6回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会が12区間、39.2キロメートルで行われ、本町からは2チーム出場いたしました。木城町、三股町、日向市が昨年よりチーム数を増やし、元気な市町をアピールしたところです。特に、小中学生の育成あるいは晴れ舞台での経験を考えますと、来年は3チームの出場を目指していきたいと考えております。

次に15日でございますが、大坪環境森林部長を表敬訪問いたしました。木城町の百合野台地から比木の太谷地区にかけての谷どめ工、いわゆる砂防ダム等の林地荒廃防止事業の国営事業での採択に向けて、陳情、要望活動を行いました。なお、年末の12月には、児湯農林振興局長、環境森林部の自然環境課長及び次長を表敬訪問してございまして、同様の陳情、要望活動を行っています。国営事業の採択になれば、町からの費用持ち出しはありません。

次に、18日でございますが、NTT西日本と災害時における特設公衆電話設置に関する協定を締結、調印いたしました。災害発生時の被災者、帰宅困難者等の通信手段を確保するというこ
とで、町内の避難所17カ所に20回線を開設いたします。

安否確認が迅速にできるなど、災害対応や災害対策に資することができ、大変心強く思いますし、頼もしいツールの一つだと思っています。

次に20日でございますが、宮崎県体育協会主催の賛助会員及び加盟団体役員等の関係者の集
いが初めて開催され、教育長と参加いたしました。2巡目開催となります平成38年第81回国
民体育大会、第26回全国障害者スポーツ大会、宮崎県開催成功に向けた10年前大会成功祈念
懇談会と位置づけて開催されたところであります。

木城町でも未成熟競技の種目で会場提供などのお手伝いできないか、今後検討してまいりた
いと思っています。

次に23日でございますが、ご承知のように、去年は日韓国交正常化50周年、そして地方創
生元年という節目の年でありました。この機会に、自治体関連携交流事業の視点も踏まえ、何か
取り組みたいと常々考えを巡らしておりましたので、その思いを事あるごとに関係首長とお話し
させていただいておりました。

今般、1市3町の合意を得まして、地域創生での地域関連携伝統文化の掘り起こし等の観点か
ら、百済王族伝説を生かしたまちづくりに取り組む連携協定を締結いたしました。父、禎嘉王の
美郷町、禎嘉王の後、之伎野様の高鍋町、長男、福智王の木城町、次男、華智王の日向市の4市
町が今後連携して地域振興を図っていきます。

次に24日でございますが、第44回木城町新春ジョギング大会が開催されました。スポーツ
少年団陸上クラブの児童生徒を中心に、町内外から338名の参加がありました。来年は45回
という節目の大会を迎えますので、さらに賑わいのある充実した大会となるよう知恵と工夫を出
してまいります。

3ページをお開きください。26日でございますが、知事と若手職員との意見交換会でありま
す「役場でくるま t h e 談義」が開催されました。13名の役場若手職員から1つ目に、米の消
費拡大に向けた県立学校への給食導入。2つ目にイクメンに対する考え方、3つ目に奨学金制度
の充実。4つ目に介護人材の確保。5つ目、県内ゆるキャラの活用とPR。6つ目、発達障害児
の受け入れ先の充実。7つ目、高速道路整備によるストック効果。8つ目、情報発信源としての
ケーブルテレビの活用。9つ目、民法テレビ局の新設。10番目、幼児期からの体力向上のため
の取り組み。11番目、競技力向上のための取り組み。12番目、発達障害児のための環境づく
り。13番目、県職員の市町村役場への派遣などの意見、アイデアを臆することなく堂々と発信
してくれました。大変心強く頼もしく思ったところです。

次に29日でございますが、大分県中津市議会の新生・市民クラブ会派の研修会ということで、7名の議員さんが本町の農林業振興について視察研修に来町されました。後藤議長とともに歓迎の挨拶とご縁に感謝を申し上げます。

次に、議長報告とかぶりますが、4日から5日にかけて、後藤議長、随行として黒木主任主事とともに沖縄県うるま市を表敬訪問いたしました。旧具志川市、今のうるま市とは昭和47年の沖縄の本土復帰に伴う行政支援、職員交流、議会交流そして、平成4年から平成25年度までは子供交流をしておりました。議会交流と子供交流の感謝とお礼、修学旅行も視野に入れた児童生徒の交流、そして地方創生の観点から新たな自治体間連携あるいは地域間交流ができないものかという目的で表敬訪問をいたしました。

臨時議会、市長の県外出張での帰りが遅いということがあり、うるま市栄門教育長、生涯学習課の平川係長、旧具志川市の當銘市長と意見交換させていただきました。姉妹都市の締結はしてありませんが、これまで培ってきた絆とご縁で、今後幅広く実のある連携、交流を模索していきたいと考えております。

地方創生やまちづくりには、これまでの官と民のパートナーシップはもちろん大切なことではありますが、今後は官と民のパートナーシップ、プラス官と官とパートナーシップ、いわゆる自治体間連携による取り組みの発想が求められていると認識をしております。特に、官と官のパートナーシップによる取り組みの観点からは、まずは首長同士、トップ同士の合意形成が大切であると認識をしておりますので、そういうトップ同士で意見交換をする、話し合うというスタイルなり行動については、ご理解を賜りたいと思います。

なお、2点申し添えておきたいことがあります。

まず1点目でございますが、教育委員会はこのことについて知らないということに関しましては、事実ではなく、教育長及び木城中学校長には事前協議をして表敬訪問をいたしております。

2点目ですが、特に今回に限らず、県外出張につきましては、職員研修の場として捉え、担当職員であるか否かは別にして、職員を1名随行させています。

いずれにしても、公職にある者は、正しい情報や自立、相互理解のもとで物を言うべきだと思っております。

次に9日でございますが、木城中1年の富岡勇大君の激励壮行会を行いました。文部科学大臣旗争奪はまなす杯、第10回全国中学生空手道選抜大会が3月28日から30日にかけて北海道北広島市で開催されます。晴れの舞台で日ごろの鍛錬の成果を発揮し、最高の成績が収められるよう期待したいと思います。

次に15日でございますが、西都児湯地区企業立地促進協議会が設立されました。この協議会は、宮崎縣市町村及び関係機関が連携し、情報共有を図りながら効率的な企業立地活動を行い、

西都児湯地区への企業立地を図るというものです。

会長には、川野美奈子宮崎県企業立地推進局長、副会長には黒木定藏、西米良村長が選出されました。事務局は宮崎県企業立地課です。なお、企業立地活動の方針として、1つに、フードビジネスの展開、2つ目、県内企業の第2、第3の拠点整備、3番目、情報関連企業のサテライトオフィス等の立地を展開していくことにしています。

次に、町長報告には記載されておりませんが、同じ日15日でございますが、NPO法人コメリ災害対策センターと災害時における物資供給に関する協定を締結いたしました。この協定締結により、地震、風水害、その他の災害発生時に物資を迅速かつ円滑に被災現場へ供給することは可能となりました。

県下の締結状況であります。これまで宮崎県と8市町村が締結をしています。

次に22日でございますが、自衛隊入隊者の壮行会を行いました。今春、一行瀬の佐野雄紀さんが陸上自衛隊に入隊されます。心身の健康に留意していただき、国防という崇高な任務を担う自衛官として活躍していただきたい旨の激励、期待の挨拶をいたしました。

4ページをお開きください。23日でございますが、宮崎県町村会定期総会、引き続き宮崎県地域振興対策協議会定期総会が新しい自治会館で開催されました。町村会、定期総会では、平成28年度の事業計画及び会計予算を審議し、原案のとおり可決いたしました。

地域振興対策協議会では、会長は黒木定藏、西米良村長、副会長は河野利美国富町長で、私は4部会あるうちの山村振興部会の副副会長に選任をされました。任期は2年、山村振興関連予算及び施策の要望活動を役員と一緒に取り組んでまいります。

なお、新しい自治会館でございますが、鉄筋コンクリート3階建て延床面積1,650.19平米、建設費は4億7,046万9,000円です。

県町村会、県市町村振興協会、県町村議会議長会の事務局が入るとともに、市町村職員の研修や各種会議に利活用されることとなります。

次に25日でございます。東児湯消防組合議会定例会が開催されました。平成27年度一般会計補正予算、平成28年度一般会計当初予算等を原案のとおり可決していただきました。なお、申し合わせにより、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間、不肖、私が管理者となる予定であります。

次に26日でございます。木城町行政改革推進本部会議を開催し、平成28年度から平成32年度までの第4次木城町新行政改革大綱を了承いたしました。「みんなで創る明日に向けて翔くまち木城」を目指すべき将来像とし、そのための行政改革の基本方針を、1つに行政改革の継続。2つ目、町民のまちづくり意識の醸成。3つ目、効果的、効率的な行政改革の取り組み。4つ目、職員の意識改革と能力の開発。5つ目、「みんなで創る明日に向けて翔くまち木城」の

実現といたしました。

行政改革大綱の概要につきましては、今議会開催中に機会をいただきまして事務局の総務課のほうから報告させていただきたいと思っております。

引き続き、木城町まち・ひと・しごと創生本部会議を開催し、木城町人口ビジョン及び木城町まち・ひと・しごと総合戦略を策定いたしました。

人口ビジョンにおきましては、国立社会保障人口問題研究所の2060年の将来推計人口は2,786人となっています。また、日本創生会議2040年の推計人口は3,376人となっています。木城町では、人口減少は予測はしておりますけれども、合計特殊出生率を2.02上昇させ、町外への転出を20%抑制させることで、2060年の目標人口を3,500人といたしました。

一方、総合戦略におきましては、第1次の対象期間を平成27年度から平成31年度までとし、基本目標については、1つに産業の創出。2つ目、木城町への人の流れをつくる。3つ目、子育て支援、安心安全なまちづくりとしました。目標値を設定し、官民学金と政策連携しながら施策や事業を熟慮断行、一つ一つ着実に取り組んでまいります。

人口ビジョン及び総合戦略大綱の概要につきましては、これにつきましても、今議会開催中に機会をいただきまして事務局のまちづくり推進課のほうから報告させていただきたいと思っております。

次に3月2日でございます。昨年7月30日に設置いたしました木城町総合教育会議であります。第3回目の会議を開催し、木城町教育大綱の策定に向けて協議をいたしました。大綱の基本理念は、木城の明日を担う心豊かでたくましい人づくりです。計画期間は平成28年度から平成30年度までの3年間としています。詳細につきましては、これも今議会開催中に機会をいただきまして、事務局の教育課のほうから報告をさせていただきたいと思っております。

次に3日でございます。南九州大学の寺原典彦学長を表敬訪問いたしました。現在、南九州大学との包括的連携について協議を重ねています。包括的連携について今月の教授会で決定する運びとなったことから、今回表敬訪問を行いました。

包括的連携の内容につきましては、1つには、石河内のアスリート合宿メニュー。2つ目、湯ららレストランの高齢者向けメニュー。3つ目、ひとり暮らし高齢者向けのお弁当メニュー。4つ目、食品加工に関するサポートなどを通じて、地域創生に係るさまざまな分野で連携協力していくというものです。

南九州大学との包括的連携協定は、双方の準備が整い次第、4月の早い時期に締結することで了解をし合意をいたしております。なお、参考までに、医療福祉の分野でも九州保健福祉大学との協議を進めておりまして、これにつきましても、双方の準備が整い次第、包括的連携協定を結ぶ方向で進めていきたいと思っております。

以上で政務報告を終わらせていただきます。

○議長（後藤 和実） 以上で町長の行政報告は終わりました。これで諸報告を終わります。

日程第4. 町長の施政方針説明

○議長（後藤 和実） 日程第4、町長の施政方針説明を行います。

これより、町長の施政方針説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 平成28年第2回木城町議会定例会に当たり、平成28年度の町政運営に関する私の所信の一端と施政方針を申し上げ、議員各位初め、町民の皆様のご賛同とご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

さて、新緑の若葉がそよぐ昨年4月、私は町民の皆様から選任をいただき、町政を担うという重責と町民の期待に応えていくという使命を実感したことを今でもはっきりと覚えています。

町長就任312日目となりました。人が元気、地域が元気、住んでよかったと実感できる町を目指し、初心を忘れず、日々新た、全力投球で木城町の町づくりに取り組んでまいります。

ところで、昨年の地方創生元年から今年度は総合戦略を具現化していく初年度となります。施策を力強く、一つ一つ推進していかなければならないというスタートの年であり、正念場の1年目と思っております。さらには、第5次木城町総合計画で示されました木城町の目指すべき将来像「みんなで創る明日に向けて翔ばたくまち木城」の実現と私の選挙公約、議員初め町民から寄せられたご意見をもとに、木城の財政事情に配慮しながら、自らの地域は自らが決めるという決意を新たに、施策や事業を熟慮断行、一つ一つ着実に取り組んでまいります。

次に、施政方針を申し上げます。2ページをお開きください。

本町においては、現在のところ収支の均衡はとれていますが、ふるさと納税等の歳入の確保や歳出の見直しを行い、住民ニーズに迅速に対応した行政サービスを行うこととしております。特に、定住促進等の地域活性化対策、子育て支援等の福祉向上と地域経済の振興や農業基盤の整備、教育の充実、安全で安心な暮らしのための予算編成を行ったところであります。

なお、TPP関連の農業振興対策につきましては、国・県の動向を注視しながら迅速に対応してまいります。こうした中、当初予算は39億9,600万円とし、予算編成に当たっては、必要かつ重要な事業について計上いたしました。主な項目について申し述べます。

初めに、1、快適で安全な生活環境の整備について。

日常生活を安全で快適に暮らすには、道路や上下水道などインフラの整備が重要であります。町道は町民生活に直接かかわるものであり、交通の利便性、安全性の確保や通学路としての安全確保の面からも計画的な整備が必要となります。老朽化が懸念されます橋梁等の点検を行い、現状の把握と修繕計画の基礎とします。工事に当たっては、老朽化の進んだ橋梁や路面の維持補修

工事を計画的に実施し、長寿命化を図ることとします。特に、平成26年度から実施した比木橋工事については拡幅、高欄改修は完了し、朝夕通勤時の車両の離合がスムーズとなり、円滑な通行と安全性が向上しており、今後、落橋防止装置工事の実施により、さらなる長寿命化を図っていきます。

水道整備につきましては、近年、ろ過施設等の整備により、各給水区域とも安定した水質の確保ができ、安全安心な飲料水の供給が図られています。今後とも適正な維持管理に努めていきます。

施設の老朽化が懸念されますが、施設更新計画を策定し、計画的な更新、修繕により長寿命化を図ります。下水道整備については、本管工事が完了していますので、今後は適正な維持管理に努めるとともに、新規住宅地への対応、新築、建て替え住宅等の加入促進を図っていきます。施設の老朽化について、施設更新計画を策定し、計画的な更新、修繕により長寿命化を図ります。

なお、当事業区域外については、合併浄化槽の普及を進め、生活環境の向上を図ります。

2、農林業の推進について。

農林業の振興については、T P P交渉参加12カ国により協定内容が合意され、今後協定の発効に向けて参加国で議論されることとなりますが、協定が発効した場合には、大幅な関税撤廃などの影響により、海外から安価な農畜産物が輸入されることが予想され、農畜産物の価格低下による国内生産高の大幅な減少などが懸念されます。しかし、貿易の自由化は世界の潮流となりつつあり、今後は国が示した総合的なT P P関連政策大綱を踏まえ、本町の基幹産業である農林業の振興を図るため、守るべきは守りつつ攻めに軸足を置いた総合的な対策の推進を図ります。また、国が平成26年度に強い農林水産業の実現に向けて改定した「農林水産業地域の活力創造プラン」をもとに、本町の農業振興を図ります。この主な改革の内容は、1つに農地中間管理機構の創設、2つ目に日本型直接支払い制度の創設、3つ目に経営所得安定対策の見直し、4つ目水田フル活用と米政策の見直しであります。

まず、農地中間管理機構が実施をいたします農地中間管理事業をフル活用し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるとともに、魅力と能力のある担い手に農地を集積し、経営基盤の強い農家の育成を図ります。そのためには受け手となる担い手の確保が最重要課題であることから、認定農業者の育成評価、認定新規就農者の育成に努めます。

また、担い手の確保が困難な集落につきましては、日本型直接支払い制度等を活用し、農業農村の持つ国土保全や景観形成等の多面的機能を支える地域の共同活動組織の育成を図り、耕作放棄地の発生を防ぐとともに、有限会社グリーンサービス・コスモスによる農作業受託の充実を図り、中山間地域における耕作条件不利地域への営農支援に努めていきます。さらに、自然環境に負荷の少ない環境保全型農業を推進するとともに、独自産業化の推進を図ってまいります。

基盤整備につきましては、農地中間管理機構の創設により、農地の集積、集約が進み経営規模が拡大することから、使用する農業機械が効率的な作業ができるよう計画的に農業用施設等の農業生産基盤の整備に努めます。

また、経営所得安定対策、いわゆる米政策につきましては、焼酎用加工米、飼料米等について需要に応じた推進を行い、二毛作助成や構築連携助成を活用することで水田の有効活用及び農家の所得向上を図ります。

畜産の振興につきましては、口蹄疫等の法定伝染病が二度と発生しないように、農家へのさらなる防疫意識の啓発と官民一体となった防疫体制の強化に努めます。口蹄疫の発生以降、全国的な素牛不足による子牛価格の高騰や国際情勢に起因する飼料や生産資材の高どまり等の影響で、肥育農家や繁殖農家の経営を圧迫し、優良素牛等の確保にも苦慮している現状を踏まえ、畜産農家の経営安定を図るため、優良素牛の導入に対する支援に努めます。

林業の振興につきましては、長期にわたり低迷していた木材価格が近年、海外移設やバイオマス発電所などの稼働に伴い木材需要が増加する傾向にあり、徐々に木材価格が持ち直してきている状況です。今後は、商品価値がなく今まで搬出されてなかった未利用材などの有効活用を図るために、作業道及び人道などの整備を図ります。また、木材需要の拡大に伴う大規模伐採による崩土などの被害も懸念されるため、市町村森林整備計画に基づいた適切な伐採や、伐採後の計画的な造林の推進を図ります。

有害鳥獣対策について、全国的に増加傾向にある鳥獣被害は、本町におきましては補助事業を最大限に活用したことで一定の成果がありました。今後も鳥獣アドバイザーを配置し、さらに特別捕獲員を常時配置し有害鳥獣対策に努めます。また、自作農地の自主防衛を目的とした農家に対して、狩猟免許に必要な経費の一部を助成します。

次に3番目、福祉対策、健康づくりについてであります。

近年、少子高齢化の進展に伴い、高齢者においては生活不安や老々介護の問題、障害者においては自立や社会参加の難しさ、子供においては子育て家庭の孤立化や子育て不安など新たな社会問題が顕在化しています。誰もが住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域福祉における自助、共助、公助の考え方に基づいて、地域で支え合い、助け合えるまちづくりが最重要課題となっています。本町では、それぞれの分野において基本計画及び実施計画を策定し、全ての人が支え合い、生きがいを持って生活できるよう、それぞれの計画が互いに連携し、地域福祉の環境づくりをはじめ、町民サービス向上を図ってまいります。

子ども・子育て対策については、平成27年度からスタートしました子ども・子育て支援新制度において、質の高い幼児期の教育保育の総合的な提供の場としてのめばえ保育園においては、高齢者の方と園児が自然に触れ合うことができる場の提供。4歳児5歳児を対象に、特色ある就

学前保育事業を引き続き実施し、楽しみながら学べる環境の向上を図りながら、園児の個性を生かした能力開発へつなげていきます。さらに地域の子ども・子育て支援の樹立を目指し、保育園に併設します地域子育て支援センターの樹立を図るとともに乳幼児の検診事業や健康相談事業とも連携し、子育て相談、子育て支援の環境の向上を図ります。

高齢者対策については、高齢化率が33%を超え3人に1人が65歳以上で、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯も増加する中、地域全体で支え見守りしていく地域包括ケアシステムの構築が必要となっております。地域包括支援センターの体制強化、機能充実を図り、高齢者を取り巻く課題に的確に対応できるよう関係機関や関係団体と包括的な体制を構築し、介護者負担の軽減をはじめ、きめ細やかなサービスを行えるよう介護人材確保対策にも努めていきます。

介護保険事業については、平成29年度からの総合支援事業への移行を目指し、介護予防事業と生活支援サービス事業を一体的に展開できる新たな仕組みづくりへの準備を進めてまいります。

また、現在実施しております健康教室や介護予防教室も健康寿命延伸の取り組みに位置づけて、より内容の充実を図るとともに、公民館単位での地域づくりによる介護予防推進事業の継続的実施、そして今後増大する生活支援ニーズへの新たな担い手育成に取り組みます。

町民の健康づくりについては、第2次特定健診実施計画の特定健診受診率目標を達成をするため、健康マイレージ事業を導入し、従来の保健指導や健康相談等による健康増進や啓発に努めるとともに、未受診者への訪問指導を一層強化し、住民健診の受診率の向上や疾病の早期発見、早期治療につなげていきます。また、脳疾患や心疾患などの発症リスクの高い予備軍といわれる方々が治療の放置や中断をしないよう、科学的根拠に基づいた保健指導を行っていきます。合わせて医療機関とも連携しながら、各種の予防接種やがん検診などを引き続き実施をし、医療費の抑制につながるよう町民の体と心の健康づくりに努めます。

次に、4つ目でありますが、明日を担う心豊かでたくましい人づくりについて。

教育は人間形成の基本をなすものと考えます。子供たちの学力、体力の低下や社会節度の欠如が懸念される今日にあって、時代を担う木城の子供たちが、心の豊かさと創造性を高め、新しい時代に対応し得る能力を育むために、知・徳・体のバランスの取れた教育を推進します。また、義務教育のさらなる充実を図るため、小中学校の連携教育を積極的に推進するとともに、キャリア教育の充実を図るために多様な体験活動の推進に努めます。義務教育は確かな学力の定着と向上、健康な身体、豊かな心を身に着けることが大切であります。平成28年度も引き続き小中学校に学力向上サポーター等を配置し、学力の向上を図ります。

なお、引き続き教育費の保護者負担の軽減に努めます。近年、児童生徒の安全が脅かされている現状から、登下校時における見守りを実施し、子供たちが安全に安心して生活できるよう家庭、学校、地域の連携を密にし、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

生涯学習の推進と社会教育の充実については、長寿社会の中でその重要性が増していることから、町民一人一人の学習ニーズに応えることができる生涯学習の基盤整備と内容の充実に努め、各種講座の開講や公民館活動を積極的に推進し、生きがいくくりと町民の親睦と交流を図ります。また、各自治公民館に職員を配置し町民と行政が情報を共有し、相互の理解と連携を深め問題の解決に取り組む地域担当職員制度を導入します。

スポーツの振興については、町民誰もが身近にスポーツに親しむことができる環境を整備し、生涯スポーツの振興に努め、町民の体力向上と健康づくりを図ります。

5、環境対策について。

環境問題は、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理等さまざまな問題が生じています。本町では、木城町一般廃棄物処理基本計画に沿ってごみの減量化、資源化、再利用を推進するとともに、引き続き環境パトロールを実施し、ごみの不法投棄防止と監視に努め、町民と行政が一体となり美しいまちづくりに努めます。

また、地球温暖化対策として、木城町地球温暖化対策実行計画に沿って、公共施設の節電対策やクリーンエネルギーの導入により省資源の推進を行い、温室効果ガスの削減を図るとともに町全体への波及に向けた啓発等を進めます。さらに今後、発生が予測される大規模災害により発生する災害廃棄物の適正な処理を行うため、木城町災害廃棄物処理計画に沿って関係課と具体的な処理方法について協議を進めてまいります。

次に6番目、観光と交流事業について。

少子高齢化や不安定な景気動向の中で、地域を盛り上げ、活性化していくために交流人口の拡大に努めます。恵まれた自然を生かし積極的にイベントを展開する川原自然公園や木城えほんの郷においては、施設の魅力を積極的に情報を発信しながら、来場者の拡大と多くのリピーターが訪れるよう集客を高めていくこととします。

総合合宿施設「いしかわうち」においては、中八重緑地公園、石河内テニスコートなどの周辺施設と連携して、テニス、サッカー、ラグビー等スポーツ合宿を中心に誘致に取り組んできたところですが、来年度再整備予定の旧石河内中学校体育館の利用再開を図ることで、室内競技や文科系団体の合宿誘致も期待できる場所とあります。さらにソフト面では、大学と連携しアスリートメニューの共同開発やスポーツ栄養学講座を実施し、施設の利用価値を高めることで宿泊型の交流人口の増加を図り、より地域経済に効果が表れ雇用の増加につながるよう努めます。

またピノックQパークについては、小丸川発電所の見学と中八重緑地公園の魅力を増大させるために、町において積極的な活用を図ります。

木城温泉館湯ららについては、衛生面に万全を期し、安心安全な施設として利用者の皆様に満足していただける憩いの空間を提供することはもちろんのこと、新たな食事メニューの開発や隣

接する菜っ葉屋や他の観光施設と連携したイベントを開催することにより、入湯客の増を図るよう努めます。

観光事業は、地域活性化のための最重要ツールであります。町内の各施設との連携を強化し、情報を発信するのはもちろんのこと、さいとこゆ観光ネットワークや百済王伝説等を生かした4市町での取り組みを通して、自治体間連携での広域的な交流人口の拡大を目指していきます。

次に7番目、商工業の振興と景気対策について。

景気の回復が期待される中、国の景気は穏やかな回復基調が続いているものの、地方経済が置かれている状況は景気回復の実感を得ることができず、町内の商工業においても依然として厳しいものとなっております。商工会との連携のもと、町内経済の流通に寄与するプレミアム商品券発行事業に積極的に取り組み、町内商工業の活性化を図ります。

また特産については、本町の基幹産業である農林業の資源を生かし、商工業者及び大学等と連携をしながら地域支援を生かした特産品開発をすることで、新たな産業を構築し、都市部への流通も視野に入れた取り組みに努めます。

企業誘致につきましては、県や町の企業奨励措置の情報発信に努め、関係機関との連携のもと企業の誘致を進めるとともに、西都児湯地区企業立地促進協議会などと連携し広域での企業誘致にも取り組んでまいります。また、既存の企業の経営安定のために、国県の政策の情報提供に努め、安定した町内雇用を図れるようにします。

次に8番目、地方創生について。

地方創生の根幹は、加速的に進んでいく人口減少をいかに食いとめていくのか、出生率をいかに向上させるかにあります。これらを解決していくためには、転入や定住の促進、特に若い世代に焦点を合わせて政策を展開していくことが必要であり、これまで同様子育て支援、定住促進対策など若い世代に焦点を合わせた施策を充実させます。また、官民学金等の連携を図りながら、総合戦略の3つの柱であります農業や誘致企業を中心とした「産業の創出」、観光や定住対策による「人の流れの創出」、子育て世代の経済的支援等による「子育て応援、安心、安全なまちづくり」を中心に地域政策連携しながらまち・ひと・しごとを創生し、住んでみたい、住んでよかったと思える魅力あるまちづくりに取り組んでいきます。

次に9番目、防災対策及び交通安全対策等について。

防災対策につきましては、東日本大震災を教訓とし、南海トラフ巨大地震への対策や国土交通省が公表した集中豪雨等による小丸川浸水想定へ備えるため、木城町地域防災計画をもとに防災体制の充実強化を図るとともに、住民の避難訓練や自主防災組織の設立支援など自助、共助、近助による住民の防災意識の向上に努めてまいります。今後も住民の生命を最優先として、住民が安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、関係機関との連携を強化し、消防団の機能充

実を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。

交通安全対策については、東九州自動車道の開通に伴い交通量が増加しており、交通安全対策に係る啓発活動の重要性が増しています。町内での死亡事故はここ数年発生しておりませんが、高齢者が被害者、加害者となる交通事故については増加傾向にあるため、高齢者を対象にした交通安全教室の開催などに積極的に取り組みます。また、重大事故につながる飲酒運転やシートベルト未着用については、その撲滅に向けて引き続き町民の交通安全意識の向上に努めてまいります。防犯対策については、児童生徒に対する犯罪や、高齢者への振り込め詐欺が社会問題化しており、関係機関と連携して防犯パトロールや啓発活動などの取り組みを強化します。

次に10番目、施設等の整備について。

町営住宅の整備については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、住環境向上に配慮しつつ住宅の改善、整備等を計画的に行い、施設維持管理費の軽減と長寿命化を図ります。介護保険制度における、新たな介護予防日常生活支援総合事業への移行に合わせて、その拠点となる多様な生活支援サービスが提供できる、仮称ではありますが、地域交流ふれあいセンターの整備を進めます。あわせて生活支援、介護予防サービスの基盤整備として、協議体の設置、生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センターを中心とした高齢者等を地域で支えるサービス提供体制の構築を目指します。

次に11番目、県道の整備について。

町内には県道が5路線走っており、緊急輸送道路である東郷西都線松尾工区1.8キロメートルの整備促進、高城橋の架け替え要望を、県に対して引き続き積極的に行ってまいります。改良が計画中の都農綾線については、早期着工、完成に向けて県と協力して事業を進めてまいります。その他の路線についても、歩道の設置や舗装整備等の要望を引き続き行ってまいります。

以上、述べました施政方針をもとに編成いたしました新年度予算は、一般会計39億9,600万円、特別会計19億8,290万6,000円、総額59億7,890万6,000円であります。これらの予算の執行に当たりましては、より一層の住民福祉の向上とさらなる木城町の発展に向け真摯に調整に取り組み、町民の皆様の負託に応えてまいります。議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願いを申し上げ、平成28年度の施政方針といたします。

○議長（後藤 和実） これで、町長の施政方針説明を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時06分休憩

午前10時14分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5. 議案第 13 号
日程第 6. 議案第 14 号
日程第 7. 議案第 15 号
日程第 8. 議案第 16 号
日程第 9. 議案第 17 号
日程第 10. 議案第 18 号
日程第 11. 議案第 19 号
日程第 12. 議案第 20 号
日程第 13. 議案第 21 号
日程第 14. 議案第 22 号
日程第 15. 議案第 23 号
日程第 16. 議案第 24 号
日程第 17. 議案第 25 号
日程第 18. 議案第 26 号
日程第 19. 議案第 27 号
日程第 20. 議案第 28 号
日程第 21. 議案第 29 号
日程第 22. 議案第 30 号
日程第 23. 議案第 31 号
日程第 24. 議案第 32 号
日程第 25. 議案第 33 号
日程第 26. 議案第 34 号
日程第 27. 議案第 35 号
日程第 28. 議案第 36 号
日程第 29. 諮問第 1 号

○議長（後藤 和実） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第 5、議案第 13 号から日程第 29、諮問第 1 号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。ただいま上程いただきました議案第 13 号から議案第 36 号及び諮問第 1 号に至る 25 議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号は、郷の駅「石河内」の指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了及び指定管理者の更新に伴い、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者となる団体は「いしかわうち」で、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までです。

議案第14号は、平成27年度木城町一般会計補正予算第6号についてであります。

補正予算第6号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,943万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ44億9,143万3,000円にするものであります。

歳入の主なものは、町税3,612万2,000円、県支出金2,191万円等であります。

歳出の主なものは、総務費1億9,596万円、農林水産業費1,755万3,000円、土木費減額3,391万6,000円、予備費減額1億261万9,000円等であります。

議案第15号は、平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号についてであります。

補正予算第4号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,837万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ9億9,350万8,000円にするものであります。

歳入の主なものは、繰入金2,334万8,000円、共同事業交付金1,867万5,000円、国庫支出金減額2,564万9,000円、国民健康保険税減額1,631万4,000円等であります。

歳出の主なものは、共同事業拠出金2,064万円、総務費減額144万円等であります。

議案第16号は、平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算第4号についてであります。

補正予算第4号は、予算の総額から歳入歳出それぞれ202万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億1,697万9,000円にするものであります。

歳入は、分担金及び負担金45万円、使用料及び手数料34万4,000円、繰入金減額281万6,000円であります。

歳出は、簡易水道費減額700万円、予備費497万8,000円であります。

議案第17号は、平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算第5号であります。

補正予算第5号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,482万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億43万9,000円にするものであります。

歳入の主なものは、繰越金1,456万8,000円、繰入金11万8,000円、使用料及び手数料8万円等であります。

歳出は、公共下水道費1,400万円、予備費82万6,000円であります。

議案18号は、平成27年度木城町介護保険特別会計（保険事業）補正予算第4号であります。

補正予算第4号は、保険事業勘定予算の総額から歳入歳出それぞれ32万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6億3,143万5,000円にするものであります。

歳入は、県支出金204万9,000円、国庫支出金131万3,000円、支払基金交付金減額259万4,000円等であります。

歳出は、保険給付費338万2,000円、予備費減額371万9,000円等であります。

議案第19号は、平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号であります。

補正予算第4号は、予算の総額から歳入歳出それぞれ237万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6,791万5,000円にするものであります。

歳入は、後期高齢者医療保険料減額237万7,000円であります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金減額114万円、総務費減額49万円等であります。

議案第20号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

行政不服審査法の施行に伴い、「不服申立」及び「異議申立」が「審査請求」に一元化されるとともに、申立期間が「60日」から「90日」に延長されるため、関係条例の規定を整理したいので提案するものであります。

議案第21号は、行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてであります。

行政不服審査法の施行に伴い、審査請求する人または利害関係者は、提出資料について、閲覧のみでなく写しの交付を求めることができるようになり、手数料を徴するための条例を制定する必要が生じたため、提案するものであります。

議案第22号は、職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月から、退職管理として、退職した再就職者による依頼や働きかけを規制するため、管理または監督の地位にある職員（課長等）が退職後2年間に営利企業等に再就職した場合は、任命権者へ届け出ることを規定した条例を制定する必要が生じたため、提案するものであります。

議案第23号は、木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

木城町農林水産物処理加工施設の管理を直営または指定管理のどちらでも可能とするため、「木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例」の一部改正をするものであります。

議案第24号は、木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例及び木城町山村定住住宅の設

置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、現在、私債権として取り扱っている木城町教職員住宅使用料及び山村定住住宅の使用料について、他の町営住宅と同様に督促の取り扱いを木城町私債権管理条例に委任するため、「木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例」及び「木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例」の一部を改正するものです。

議案第25号は、木城町農林業振興事業基金条例の廃止についてであります。

平成27年度をもって所定の事業を終え、基金の目的を達成したため条例を廃止するものであります。

(基金内訳)

(1) 農業関係制度資金の末端金利助成金。

町の金融部会で承認した農業関係制度資金の末端金利助成（スーパーL 資金外）（平成26年度実績：12経営体、延べ13件）です。

(2) 木城町農林水産物処理加工施設管理委託料。

加工施設の水道光熱費の基本料金、高圧電気管理及びセキュリティー委託料、ボイラー及び厨房の保守点検などに伴う委託料です。

議案第26号は、木城町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

木城町老人デイサービスセンターは、町の行政財産として社会福祉法人清和会に指定管理委託し、管理運営を行ってきました。設置当初は、デイサービス措置事業として町内高齢者に対し生活指導や日常動作訓練などを行っていましたが、平成12年からは介護保険制度における通所介護事業として公的保険事業を中心に事業を実施しています。平成7年3月に設置してから20年以上が経過し、今後も引き続き社会福祉法人清和会が通所介護事業を継続的に実施する意向であることから、条例を廃止し、普通財産として同法人への譲渡を行うものであります。

議案第27号は、平成28年度木城町一般会計予算についてであります。

平成28年度予算は、歳入歳出それぞれ39億9,600万円を年間予算として編成し、前年度骨格予算35億7,900万円に比較し11.7%増となりました。

歳入の性質別財源の割合では、自主財源が32億414万9,000円で予算総額の80.2%を占め、依存財源は7億9,185万1,000円で19.8%となっています。

自主財源は、町税、使用料及び手数料、繰入金、諸収入等が主なものであります。

依存財源は、地方交付税、地方譲与税、地方消費税交付金、国県支出金等であります。

歳出の性質別割合では、義務的経費40.4%、一般行政経費49.9%、投資的経費9.7%となっています。費目ごとの歳入歳出予算の概要については、別添資料のとおりであります。

議案第28号は、平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

平成28年度予算は、歳入歳出それぞれ9億7,000万円を年間予算として編成し、共同事業拠出金等の増により、前年度より13.3%の増となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億5,742万3,000円、共同事業交付金2億1,859万3,000円、国庫支出金2億1,345万9,000円、前期高齢者交付金1億7,380万5,000円等であります。

歳出の主なものは、療養給付費等の保険給付費5億4,906万1,000円、共同事業拠出金2億2,879万8,000円等であります。

議案第29号は、平成28年度木城町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

平成28年度予算は、歳入歳出それぞれ1億1,119万8,000円を年間予算として編成し、前年度より3.0%の増となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料8,079万2,000円、繰入金2,400万1,000円等であります。

歳出の主なものは、簡易水道費で人件費や維持管理費等の6,824万8,000円、公債費4,080万2,000円等であります。

議案第30号は、平成28年度木城町下水道事業特別会計予算についてであります。

平成28年度予算は、歳入歳出それぞれ2億120万8,000円を年間予算として編成し、前年度より15.0%の増となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料3,136万8,000円、繰入金1億5,006万1,000円、国庫支出金1,105万1,000円等であります。

歳出の主なものは、公共下水道費で人件費や施設管理費等8,696万1,000円、公債費1億1,268万7,000円等であります。

議案第31号は、平成28年度木城町介護保険特別会計予算についてであります。

平成28年度予算は、保険事業勘定を歳入歳出それぞれ6億1,800万円、サービス事業勘定を歳入歳出それぞれ1,250万円として編成しました。

保険事業勘定の歳入の主なものは、保険料9,061万円、国庫支出金1億6,073万8,000円、支払基金交付金1億5,764万5,000円、繰入金1億2,809万円等であります。

歳出の主なものは、総務費と人件費と経常経費で3,838万8,000円、保険給付費で介護サービス給付費等の5億5,668万4,000円、地域支援事業費1,839万3,000円等あります。

サービス事業勘定の歳入の主なものは、サービス収入353万1,000円、繰入金895万

4,000円等であります。

歳出の主なものは、サービス事業費902万円、総務管理費324万1,000円等であります。

議案第32号は、平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

平成28年度予算は、歳入歳出それぞれ7,000万円を年間予算として編成し、前年度より6.1%の増となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3,551万7,000円、繰入金3,437万1,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費の人件費と経常経費等で737万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金6,248万9,000円等であります。

議案第33号は、財産の譲渡についてであります。

補助事業によって取得した木城町老人デイサービスセンターについては、経過年数が20年以上で当該事業を継続的に実施していることから、当初デイサービス事業目的で提供された土地及び施設、設備について、今後も通所介護事業として高齢者等の福祉の向上、社会資源の活用につながることから、無償で譲渡するものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号は、木城町過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

木城町過疎地域自立促進計画については、平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法により、平成12年度から平成21年度までの計画を策定し、その後、平成22年の法改正により法期限が平成28年3月末日まで延長されたことにより、平成22年度から平成27年度までの計画を策定し、生活の基盤である公共施設等の整備や住民の生命及び暮らしを守るための対策を講じてきたところでありますが、さらに平成24年の法改正により平成33年3月末日まで再延長されましたので、引き続き総合的かつ計画的な施策を講じるため、平成28年度から平成33年度までの計画を策定しましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第35号。議案第35号は、西都児湯行政不服審査会の共同設置についてであります。

行政不服審査法第81条第1項に規定する附属機関を、地方自治法第252条の7第1項の規定により、木城町は、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、川南町、都農町、高鍋・木城衛生組合、川南・都農衛生公社、宮崎県東児湯消防組合、西都児湯環境整備事務組合及び一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団と共同で設置することについて、別紙のとおり規約を定め、協議するため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号。議案第36号は、西都児湯公平委員会共同設置規約の変更についてであります。

平成27年4月1日に共同設置した西都児湯公平委員会について、共同設置する地方公共団体に、川南・都農衛生組合を加えるため、地方自治法第252条の7第2項の規定により、別紙のとおり規約を変更し、協議を行うため、同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

最後に、諮問第1号。諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命といたしております。

現在、委員として活躍されています黒木逸郎氏が平成28年6月30日をもって任期満了となりますが、再度委員として黒木逸郎氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年間となっております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 和実） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第30. 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（後藤 和実） 日程第30、予算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第27号平成28年度木城町一般会計予算から議案第32号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算は、10人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第32号は、10人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、眞鍋博君、神田直人君、中武良雄君、黒木泰三君、堀田廣幸君、淵上三月君、原博君、山田秋吉君、内田重則君、そして、議長後藤和実を指名したいと思っております。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、先ほど会議に諮って指名しました10名を選任することに決定いたしました。

日程第31. 過疎地域自立促進計画審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（後藤 和実） 日程第31、過疎地域自立促進計画審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第34号木城町過疎地域自立促進計画の策定については、10人の委員で構成する過疎地域自立促進計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は、10人の委員で構成する過疎地域自立促進計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました過疎地域自立促進計画審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、眞鍋博君、神田直人君、中武良雄君、黒木泰三君、堀田廣幸君、瀧上三月君、原博君、山田秋吉君、内田重則君、そして、議長後藤和実を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、過疎地域自立促進計画審査特別委員会の委員は、先ほど会議に諮って指名いたしました10名を選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、予算審査特別委員会、過疎地域自立促進計画審査特別委員会を開催し、各委員長、副委員長を互選していただきますので、10分の休憩といたします。暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

.....
午前10時45分再開

○議長（後藤 和実） 暫時休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会、過疎地域自立促進計画審査特別委員会の各委員長、副委員長が互選され

ましたので、その結果を報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に山田秋吉君、副委員長に堀田廣幸君が互選されました。

過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長に山田秋吉君、副委員長に淵上三月君が互選されました。

日程第32. 委員会付託の省略

○議長（後藤 和実） 日程第32、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第13号から議案第19号及び諮問第1号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第19号及び諮問第1号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第33. 議案に対する質疑

○議長（後藤 和実） 日程第33、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第13号から諮問第1号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第13号から議案第19号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までといたします。

なお、採決は起立によることといたします。

次に、議案第20号から議案第36号に至る議案については、総括質疑といたします。

諮問第1号については質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

まず、議案第13号郷の駅「石河内」の指定管理者について、議題といたします。

これより質疑を行います。議案第13号に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第13号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成27年度木城町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。
これより質疑を行います。議案第14号に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第14号に対する討論を行います。
本案に対する反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第15号に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第15号に対する討論を行います。
本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とい

たします。

これより質疑を行います。議案第16号に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第16号に対する討論を行います。

本案に反対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第17号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第18号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第19号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。諮問第1号に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第20号から議案第36号に至る議案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第20号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第20号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第21号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第22号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第23号に対する総括質疑はありませんか。5番、黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 23号について質問したいと思いますが、現在、あの農林水産物処理加工というのは、中川原にある加工施設ですかね。そうですかね。今まではどうなっておられるかわからないわけですが、今まで使用料については取ってなかったということでありませんか。そこ辺のところをお聞きしたいわけで、今後変わるのかどうか。今までされておった方はやめられるのかどうか、そこ辺のところ、お聞きしたいわけです。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） ご質問のありました件でございますが、現行では利用料金ということで定めております。これにつきましては国関係の補助事業等によりまして整備をした関係もございまして、利用施設については木城町農産加工施設運営協議会という構成団体のほうが施設の利用をしております。構成団体につきましては、農業者あるいは女性のグループ等が利用しております。

今回改正につきましては、提案理由でもご説明を申し上げましたとおり、指定管理あるいは直営でも両方、どちらでも使えるということで条例の改正するものでございます。利用料金を使用料ということで改定をするものでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第24号木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例及び木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第24号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号木城町農林業振興事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案第25号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号木城町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案第26号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号平成28年度木城町一般会計予算を議題といたします。

議案第27号に対する総括質疑はありませんか。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 歳入歳出総体について町長に伺いますが、これまでも、町長は、歳出見直し、事業見直しについては、内部評価を行い、そして、その実行性について3年をめどに進めていくということで、これまでも始終選択という言葉がずっと使われてきました。

今回、施政方針でも、歳出の見直しを行い、町民ニーズに迅速に対応したと。それから予算の概要でも、歳出見直しを行い、住民ニーズに適切に対応して予算編成を行ったとあります。

事業見直し、歳出見直しですから、事業費そのものを27年度、過去に比べて大きく増加された部分もあるでしょう。あるいは反対に大幅に縮小された事業まで、これは、町の単独事業のことを言っております。あるいは極端なことを言えば、もう27年度までで廃止したというのものもあるでしょう。28年度から新しく始めたという事業もあるでしょう。主なものでもいいから、その例を挙げていただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） お答えいたします。

総体的事業については、やはり歳入歳出でしっかりと事業の評価をしなくちゃいけないことで、第三者に事業評価制度につきましては、これまで一般質問等でも、それから政策提言をいただきましたので、28年度事業評価制度を取り入れるという方向で、第三者機関にという方向でいき

たいと思います。

今回の予算編成に当たりましては、いわゆる内部での事業評価といいましょうか、精査をしながら予算編成をして、また査定をしたところであります。

そして、大体の新規事業、それから主な事業等については、課ごとにちょっと若干述べさせていただきたいと思いますが、まず旅費関係、総務課関係におきまして、旅費については、やはり職員からの提案研修ということで提案制度を取り入れたいということで、そういった部分の旅費の研修費用を50万円であります。組ませていただいております。

それから、委託料関係で、今言いましたように、行政評価制度を今年度中に取り入れていきたいということで、予算措置をしております。

それから、職員の待遇関係も、やはりいろいろ御指摘もいただいておりますので、そういった待遇、職員研修関係もやっていきたいと思っております。

それから、特に交通安全施設等については、昨年、特に交差点での事故が起きました。一旦停止とか、そういった部分での交差点等の改良工事を2カ所させていただきます。

それから、消防団関係でいきますと、かっぱが必要だという要望がありましたので、これについては、新規で消防団員のかっぱを団員に充用する形で予算を組ませていただきました。それから、今のゼロ円ベースでいきますと、地域担当職員制度を導入をするということでさせていただきます。と思います。

あと、私が、選挙公約といいましょうか、に掲げておりました経済対策協議会でありますとか、そういった部分もしっかりと組ませていただきました。

それから、TPP関係もありますが、いわゆる農業生産基盤のほうは、結構、要望事項も踏まえて、とりあえずハード部分については、そういった形で予算を組ませていただいております。

詳細については、予算委員会審議会のときにお尋ねをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 和実） 6番、堀田廣議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 新規事業については、たくさんお持ちですが、完全に廃止したちゅう事業は、あるかないかをもう一度、お願いします。

それと、廃止した事業はあるかどうか、27年度で。

それと、これは確認ですが、例えば施政方針の中に有害鳥獣対策について、さらに特別鳥獣アドバイザーの上に、さらに鳥獣捕獲員を常時配置し、有害鳥獣対策に努めますということです。

この捕獲員、事業名は、これは何ですかね。有害鳥獣対策委託補助金で、去年と同額ですが、事業名はそうですけれども、事業内容は、今までは追い払い隊ということで、この人たちを選考するときの条件が、猟友会に加入し、駆除班には入っていないと。いわゆる駆除班に入っていない

い捕獲はできない人を選んで、追い払い隊ということになったわけですが、28年度からは、捕獲もできるというふうに解釈をしていいのかが1点です。

それと、もう一つ、町長、事業見直しですが、事業費に関係なく、昨年12月の中で、私がお尋ねした優良繁殖雌牛導入事業、28年の4月までには畜産農家と協議して、この事業名、雌牛というものを排除して、繁殖素牛とされたほうがいいじゃないですかと。

それから、必須条件の中に、郡の品評会の1等以上、あるいは県の指定牛、そういったものを取り外して、導入価格で助成すべきではないかということをお尋ねしますが、この結果は、28年度に生かされているか。3点ほど、お伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 畜産振興の部分については、今までありましたいろんなこう、素牛導入等についての助成をしていましたが、そこらあたりは、しっかりと見直しをさせていただきました、一応今までの部分は、一応全面的に見直しをして、新たな対策を盛り込みました。

それについては、事業費ベースで650万円だったと思うんですが、そういう形でさせていただきました。

詳細については、担当課長のほうから答弁をさせて、予算審議会のほうでさせていただきたいと思いますが、素牛については、畜産農家等の意見も聞きながら、しっかりとそこ辺は、今までのやつをもう全部見直して新たに制度を設けたと、制度設計をしたということでもあります。

それから、鳥獣害対策等につきましては、おっしゃるようなご意見も聞いておりますので、そこらあたりも、やはりしっかりとこう対策できるように、もう一度、当たってみますので、そこら辺も検討したいと思います。

ただ、実際に今、猟友会と、それから駆除班、それからうちのほうのアドバイザー関係が、正直に申してこうじっくりいっていないとか、連携がとれていない部分がありますので、そこらあたりは、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、しっかりと連携をとって、鳥獣害対策の被害防止に努めていきたいと思います。

特別に廃止をした事業はありません。ただ、こちらのほうで見直しをかけていますので、できるだけそういったことが、私自身もわからない部分もありますので、できるだけ要綱、補助金等については、一応3年めどのサンセット方式ですという指示は、出しておるところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 今、堀田議員のほうからもありましたけど、鳥獣被害ですね。この問題は、町内の方々の死活問題でありまして、大規模農家ばかりではなくて、やはり人口を維

持するためには、園芸等の小規模農家に対しても、そこを守っていかないといけないと思うんですよ。

町長の施政方針の中にもありますように、今後も鳥獣アドバイザーを配置してあります。その中で、狩猟免許に必要な経費の一部を助成するとありますけど、これについては、もっと、一部ってどんくらいかわからんじゃけん、例えば全額とか半額とか、大きな金を助成する形にしてもらえないか。

それと、例えば先ほどもあったように、南九大ですかね、南九大学みたいなところに、木城独自のそういった駆除ちゅうか、そういったのはできないか、協力をしていただいて、木城町が他町の先端に立てるような何かこう施策を考えてもらおうといいかと思っております。それについて一言お願いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま、原議員からのお尋ねでありますけど、おっしゃるように、なかなかいわゆる園芸、畑地関係のほうからご意見が上がってきていない。正直に申し上げて、いろいろこちらのほうからも意見を聞こうとするんですが、なかなかこれといった意見がまとまって出てこないというのが、正直なところであります。

しかし、そういっても、やらなくちゃいけませんので、今の畜産部門と、それからいわゆる畑地、それから施設園芸も含めて、そういったところのバランスといたしまししょうか、そういうのを考えておまして、いきいき営農支援でありますとか、それから循環型も予算にありますので、そういった部分も紹介しながら、しっかりと取り組ませていただきたいと思います。

それから、南九大との連携については、今のところ、食とか高齢者とかそういった部分での連携でありますけど、きのうお話した部分では、南九州大学のもともとは、その農業分野での強みがあるということで、次年度以降で、農業分野でもご加勢できる場所がありますので、そういった部分では、今後、そこらあたりも視野に入れてさせていただきたいというのは、向こうのほうからも要望がありましたので、こちらからもその節はぜひよろしく申し上げますというお願いをしたところであります。（「狩猟免許」と呼ぶ者あり）

鳥獣関係については、ちょっと具体的になりますので、担当課長から答弁させていただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 8番、原君。

○議員（8番 原 博君） 町長の考えとして、担当課長でなくて、経費を一部でなくて町長が、もうこれは大変だということで、ある程度こう狩猟免許を必要とされる方には、半額ぐらい出してもらいたいなと思って、それについてですね。

もう一つは、変わりますけど、113ページ目、上水道、簡易ですかね、それと下水道関係で、

繰出金が水道の関係で2,400万円など、あと下水道で1億5,000万円、一応入っていますが、毎回毎回、繰出金を入れていますけど、今後、これについては、どのように考えているのか、お伺いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 鳥獣害関係の狩猟免許の関係であります、これについては、そういった方向で助成をさせていただきたいと思えます。

それから、将来的には、先はわかりませんが、将来的にはやはりいろんなクリアをせにゃいかんとですが、将来的にやっぱり役場職員もとらざるを得んのかなという思いは、私は、隅っこのほうには持っているところであります。

いずれにしても、鳥獣害被害が、いわゆる営農者がこう失わないような段取りを進めていきたいと思えます。

それから、いわゆる特別会計等への繰出金の問題であります、ご存じのように特別会計、特に使用料をいただいて、その中でこう賄うというのが独立採算制が一番いいわけですが、しかし、その部分が使用料を上げると、いわゆる使用者負担になるというので、いわゆるそこらあたりのバランスも大変なこともあります。

ですから、できるだけ他町村の状況と比較しながら、そんなに高くない、安くもないというふうなところあたりをこう使用料の一つの目安にしながら、その以外の足りないところは、やはりインフラ整備でありますので、そこらあたりは、一般会計からの繰出金、持ち出しという形でさせていただきたいと思えます。

おっしゃるように、担当課のほうには、そういったものの、やはり事業のほうの中身はしっかりと精査しながら、独立採算制が原則だよというのは言っていますので、そういった形で運営させていただきたいと思えます。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。7番、淵上議員。

○議員（7番 淵上 三月君） 施設等の整備について、お尋ねします。

地域交流ふれあいセンター、仮称だということなんですが、民生費の中に設計委託料3,075万5,000円が計上されておりますけれども、これについて説明をお願いします。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 御質問の設計委託料の分なんですが、資料が89ページかと思えますので、合わせまして3,075万円ですが、内訳は、測量の委託と地質調査、それに設計は基本、地方債を含めまして、一応測量分が30万円と、地質調査が467万8,000円と、設計費が2,577万7,000円の、合わせまして3,075万5,000円を計上させていただいているところです。

○議長（後藤 和実） 7番、渕上議員。

○議員（7番 渕上 三月君） これは、新たに施設をつくるということでしょうか。既存の設備では、賄いきれないということなんでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 仮称ではありますが、その地域交流ふれあいセンターについては、新たに設置をするという方向で、今、検討させていただいていくということでございます。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。5番、黒木議員。

○議員（5番 黒木 泰三君） 大変初歩的な質問で申しわけございませんけれども、地方消費税ですよね。これは、2分の1、今還元というか、交付されるわけですけれども、これについては、町内に関係するものだけに返ってくるわけですか、2分の1というのはですね。そのところをちょっと、違うわけですか。ちょっと。（発言する者あり）

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 地方消費税の分なんですけれども、8%になりまして、従来の5%から3%ふえるということでありまして、その3%分については、福祉目的で使いなさいということになります。

消費税の配分につきましては、県のほうに一括配分をされまして、それで人口補正等で市町村のほうに再配分されるというものでございます。

○議長（後藤 和実） 5番、黒木議員。

○議員（5番 黒木 泰三君） 地方消費税をおさめるんですが、おさめた額が、県におさめるわけですけれども、その木城に関係する部分が2分の1戻ってくるのか。その2分の1というのがちょっと、その2分の1いうとは、県が各市町村に全部割り振るわけですけれども、均等割いろいろあってその割り振り方なのか、木城に関係する分だけをその木城に還元するのか、そこ辺のところがちょっとわからんとです。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 地方消費税については、今5%でありますので、国が4%、それから1%を都道府県に配分をします。都道府県は、それを今度は市町村に、人口、それから事業所等経営によります事業者数に分けて、交付をするということでありまして、5%のうち1%が都道府県に割り当てられて、それを県内で、そういった人口とか、そういうのに案分して、それぞれの市町村に配分をされるというものであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほどの堀田議員のほうから、事務事業の見直しとか、整理部分のとこ

ろでありました。

補足説明をさせていただきますと、いわゆる事務事業の評価、いわゆる計画・実行・評価・改善、プラン・ドウ・シーについては、今年度、行政評価制度導入支援業務委託ということで進めて実際にいきます。そういうのを申し上げたところでもあります。

そして、実際の外部評価については30年度実施、29年度までに制度設計をして、30年度で実施をするという方向で今計画を立てております。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。9番、山田議員。

○議員（9番 山田 秋吉君） 町長の施政方針の説明の中で、石河内中学校の体育館を再整備して利用するという説明があったんですが、整備して利用する段階においては、先ほどしました石河内に全面的に利用をさせるのかどうか、そのことだけお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 石河内の旧体育館、僻地集会室、正式には僻地集会施設ですが、これを今年度整備をする予定で、今、当初予算に上げさせていただきます。利用者であります、もちろん合宿施設であります「いしかわうち」も使われるし、地区のほうも使われると思います。思うには、「いしかわうち」のほうが使われるものと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 9番、山田議員。

○議員（9番 山田 秋吉君） 地域の人たちも利用するということですが、指定管理会社が気になりましたけど、この管理については「いしかわうち」にお任せするのかどうか、それだけお願いいたします。

○議長（後藤 和実） 山田議員、今のは町長の施政方針の答弁を求めているわけでしょう。28年度予算に関してのことですから。

○議員（9番 山田 秋吉君） わかりました。

○議長（後藤 和実） はい。ほかに質疑はありませんか。2番、神田議員。

○議員（2番 神田 直人君） 歳入の一般寄附金ですけれども、45ページ。3億円計上されると思うんですが、これはふるさと納税を意識してのことなのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 当初予算、ふるさと納税の寄附額3億円を計上しております。

○議長（後藤 和実） 2番、神田議員。

○議員（2番 神田 直人君） 前年度の内訳を大体見たところ、寄附金の目的というか希望する人のほとんどがカメラだったというような、意識してるんですけど、普通考えて、カメラという

のは1台持ったらそう何台もということはあまりないのかなというふうに考えてるんですけども、やはりこれでものまだ3億円は大丈夫というような考えなのでしょうか。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 確かに寄附ですので、安定財源というのはなかなか厳しいかというふうに思います。今年度の寄附額が3億5,000万円ちょっと、現在あります。今後の制度、普及がどうなるかという予測もひっくるめて、若干控えめな数字ではございますが、3億円いけるであろうということで、今回計上してるものであります。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で本案に対する総括質疑を終わります。

次に議案第28号平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

議案第28号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第29号平成28年度木城町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第29号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第30号平成28年度木城町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第30号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第31号平成28年度木城町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案第31号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第32号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案第32号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第33号財産の譲渡についてを議題といたします。

議案第33号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第34号木城町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。
議案第34号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第35号西都児湯行政不服審査会の共同設置についてを議題といたします。
議案第35号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第36号西都児湯公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。
議案第36号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号から議案第36号に至る議案に対する総括質疑を終わります。

日程第34. 各常任委員会・各特別委員会議案審査付託

○議長（後藤 和実） 日程34、各常任委員会、各特別委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第2回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配布してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会、各特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第36号に至る議案については、各常任委員会、各特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第35. 陳情書の付議

○議長（後藤 和実） 日程第35、陳情書の付議を議題といたします。

議会運営委員会、開会までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文章票のとおりです。

日程第36. 産業文教常任委員会陳情審査付託

○議長（後藤 和実） 日程第36、産業文教常任委員会陳情審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。陳情第2号2020年東京オリンピックサーフィン競技大会招致に関する

決議を求める陳情書については、産業文教常任委員会に審査を付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号については、産業文教常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第37. 散会

○議長（後藤 和実） 日程第37、散会。

以上で本会の日程は全部終了いたしました。明日5日から6日までは休会。7日月曜日には本会議、午前9時開会で一般質問となっております。

本日はこれで散会といたします。

午前11時31分散会

平成28年 第2回(定例)木城町議会会議録(第2日)

平成28年3月7日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成28年3月7日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

出席議員(10名)

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 後藤 和実君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 淵上 達也君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 稲田 宏美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	教育課長	中井 諒二君
総務課長	中村 宏規君	財政課長	石井 雄二君

会計管理者	……………	伊藤 章君	まちづくり推進課長	……	萩原 一也君
環境整備課長	……………	河野 浩俊君	税務課長	……………	津江 邦彦君
福祉保健課長	……………	小野 浩司君	町民課長	……………	吉岡 信明君
産業振興課長	……………	押川 道彦君	代表監査委員	……………	桑原 正憲君

午前9時00分開議

○事務局長（**淵上 達也君**） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

また、本日は傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思います。お帰りの際は傍聴席入り口の回収箱に投函ください。あわせてご協力をお願いいたします。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（**後藤 和実**） おはようございます。早朝より議会傍聴にご来場いただき、ありがとうございます。

傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の一般質問は、4名の議員が行います。質問方式については、一問一答式により行われ、議員の発言時間を30分以内としております。議員の質問事項につきましては、お配りしております資料をごらんください。

なお、議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴席の写真撮影を行いますので、重ねてご了承ください。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（**後藤 和実**） 日程第1、一般質問を行います。

これから通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番、2番の質問事項については、一問一答式により、2番、神田直人君の登壇質問を許します。神田直人君。

○議員（**2番 神田 直人君**） それでは、私のほうからご質問させていただきます。本町の防災対策について、お伺いいたします。

3・11、東北大震災から5年が経過しようとしております。現在もなおその傷跡は癒えず、重荷を背負って生活されている人々を思うとき、自然の驚異と自然に対する人間の無力さを感じざるにはおりません。大震災以降も、台風や大水による土石流災害や、昨年の常総市の堤防の決壊など、まだ記憶に新しいところです。テレビで映し出される家屋が流れるさまや、屋根に乗って助けを求めるさまなど、目に焼きついております。

南海トラフにおける予想が出され、本県においても、沿岸部においてそれぞれ対策がとられ、高鍋、新富町などでは津波避難タワーの建設が計画されているようであります。本町においては内陸部のまちであります。大震災が発生した場合、沿岸部の高鍋より小丸川をさかのぼって何分ぐらいで高城まで来るのか、または堤防は越えるのか、住宅の浸水はあるのか、あるとすれば何メートルぐらい浸水されるのか、シミュレーションされているとすれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 日本は災害を受けやすい国だと思っております。神田議員、今おっしゃいましたように、5年前の東北大震災、そして昨年9月は関東・東北豪雨のように、予想だにしないような自然災害が発生をし、尊い命等が失われるような被害、災害が多発をしているところであります。

宮崎県におきましても、南海トラフ巨大地震の発生により津波などの甚大な被害が危惧されているところでもありまして、ここ数年は、木城町それから宮崎県においても、台風による甚大な災害はないにしても、台風災害についても常在危機、常時危機という意識を持って備えなければならぬと思っております。

そこで、木城町では地域防災計画もまた新たに改定をしたところでありますし、また土砂災害、洪水、ハザードマップを作製しております。さらに、関係機関との災害協定でありますとか防災講座を実施するなど、普段からの備えと、いざというときの適切な行動がとれるよう啓発をしているところであります。

先ほど、津波の件、それから住宅の浸水、それからシミュレーション等、具体的なお質問がありましたので、その点につきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 今現在、県では南海トラフ大地震が心配されておまして、沿岸部等におきましては、その対策等をとられておられるところがございますが、その県のシミュレーションによりますと、木城町につきましては津波の想定区域内に入っていないということで、想定区域外になっております。したがって、津波による被害は想定されていないということでございます。

ただ、ご質問の中に土石流等の心配をされておられますが、土石流関係につきましては本当に懸念される部分がございます。例えば台風等による水害等につきましては、宮崎県防災計画によりますと降水量が大きく影響をしまして、日降水量が200ミリで被害が発生する危険性が高まる。それ以上になりますと田畑の浸水や崖崩れの被害が急増し、日降水量350ミリ以上になりますと床上浸水等の被害が発生するようになるというふうに、県の総合計画では記載してありません。

それから、時間雨量が最近心配されておりますが、時間雨量の関係で言いますと、気象庁のほうで注意を喚起しております。30ミリ以上50ミリ未満になりますと、山崩れ、崖崩れが懸念されるようになります。それから50ミリ以上80ミリ未満になりますと、状態は滝のようにゴーゴー降るということで、土石流が起こりやすいようになります。それから80ミリ以上になりますと、息苦しくなるような圧迫感を覚えるということで、大規模な災害の発生するおそれが非常に強くなるということで、厳重な警戒が必要になってくるというふうに気象庁のほうでは注意を喚起しております。

で、本町におきましては、土砂災害それから小丸川の氾濫が懸念されます。そこで、今年度になります。木城町防災パンフレットと、それからハザードマップを全家庭に配付しておりますが、このハザードマップによりますと浸水区域には、小丸川が氾濫した場合、比木、岩瀬、出店、中川原、田畑、一向瀬、仁君谷、下鶴地区などが含まれておることです。残念ながら、まだその戸数関係については、そこまで詳細な資料についてはありません。また町独自でその部分も査定していませんので、ただ、この地図ではっきりと浸水区域が示されておりますので、そこを日ごろから確認をしていただくことが重要であると思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 災害の状況によって想定はさまざまであろうというふうに考えておりますが、本町の場合ハザードマップが配付されるということですので、ある程度の避難所の場所、避難の場所、避難路の確保は十分なされているのかどうか、また、小中学校における避難訓練が実施されていると思いますが、その訓練の内容はどんなものか、堤防が決壊した場合などの浸水が発生したら、椎木地区においては小中学校に避難もしくは高台の上の原のほうへ避難するのでしょうか。小中学校あたりはどれぐらい収容できる見込みなのか、また上の原に避難するとすれば、車で逃げるとすれば、車の渋滞で、道路が塞がれて渋滞することが考えられます。歩いて上る場合には階段は必要ないのか、また、東側の保育所周辺では高い建物というのが見当たらないんですけれども、椎木東側に避難施設の建設は必要ないのか、お伺いします。

また、高城側においても切原川の氾濫などが考えられるのではないかと思うんですが、庁舎以

外の避難場所とすれば城山が考えられるのかと思いますけれど、そこもまた避難用の階段は必要なのか、お尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） まず、避難場所関係でございますが、土砂災害あるいは浸水等の災害の危険性の低い施設17カ所を、施設管理者の同意のもと避難所として指定をしております。これは公共施設も含んでおりますが、ちょっと言いますと、木城町役場、木城中学校、小学校、それから高城児童館、めばえ保育園、出店コミュニケーションセンター、中椎木公民館、中原公民館、比木公民館、町公民館、新岩戸公民館、川原公民館、石河内基幹集落センター、中之又総合福祉センター、それから、ふれあいプラザ、それから仁の里、新納荘という形で、17施設を指定しております。

それから、避難所、避難路線としましても指定をしております、県道など主要幹線道路を中心に、27路線を指定しておるところでございます。

一番収容箇所が多い、一番収容人数の多いのは、木城中学校が600名、小学校の講堂が500名ということで、この2つが一番大きな収容施設としてなっております。

高台のほうの避難につきましては、現在この部分が申請区域のほうに、この2つ入っておりませんので、ここで一番大きな収容施設としては管理していきたいと考えておりますが、今後まだ必要性があるというようなことになった場合には、高台の避難所の関係についても検討をする必要はあると考えております。

小中学校関係の避難関係については、各担当課のほうで実施しておりますので、それについては担当課のほうで答えさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 小中学校の避難訓練状況でございますが、各学校とも防災実施計画を策定しまして、それに、その計画に向かって訓練を実施しております。

具体的には、小学校は、風水害と地震に備えての訓練をそれぞれ年1回ずつ実施しております。避難場所につきましては、校舎の屋上、運動場を避難所として訓練をしております。次に、中学校につきましては、地震、津波を想定した避難訓練を年1回実施しております。避難場所につきましては、校舎の屋上に避難するという形で行っております。その他の避難訓練としまして、火災訓練それから不審者対策の訓練を実施しております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 大震災が起きた場合、果たしてその避難場所にスムーズに行けるのか、また想定外の浸水が起きた場合、その避難所までたどり着けるのかがなかなか心配なところ

ろではありますけれども、一堂に会した避難訓練の計画などはないのか、お尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 今まで避難訓練関係につきましては、例えば中川原地区を中心に避難訓練を計画したりでありますとか、それと昨年度におきましては自主的に避難訓練をしてくださということで呼びかけをしまして、実施されている地区もございます。

今現在のところ、その全体的な合同で避難訓練を行うという予定はございません。できれば、各地区あるいは各個人で避難所関係を確認していただいて、そこまでの道路がどのようになっているのか、避難路がどうなっているのかを、じかに歩いていただいて確認をしていただくということが肝要かなと思いますので、自助の部分でその辺の確認をしていただきたいと思います。以上です。

来年度は避難訓練関係につきましてといいますか、その防災の訓練関係について計画をしていく考えでありますので、その中で、もし検討できれば検討していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 続きまして、山間部においては災害時には孤立が十分考えられます。孤立した家の安否確認はどのように考えておられるのか、電話や携帯電話の不通は十分考えられます。行政無線や防災無線の活用を考えるべきではないでしょうかと思うんですけれども、その場合の年1回以上の通話訓練なども必要なんではないかと思っております。

また、体調不良者や、災害時に必要あると思う備品などの運搬に、ヘリの活用は必要だと思うんですけれど、その離着陸の場所は日ごろから確認が必要ではないかというふうに考えておりますが、その辺のご意見をお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 緊急時の安否確認関係でございますが、それにつきましては、地元の消防団、あるいは自主防災組織がある場合には自主防災組織、それから地区公民館長等を通して安否確認をするということになろうかと思っております。避難所の17施設につきましては20回線の災害時の特設公衆電話を設置することとしておりまして、その回線を利用した安否確認も考えていきたいと考えております。それから、個人的にはNTTが開設しております171などの利用を促進していきたいと考えております。

それから、ヘリポートにつきましては、現在、山塚運動公園、中八重緑地公園、それから中原運動公園の3カ所が町内で設置しておりますが、孤立が心配される中之又地区につきましては、旧中之又小学校の運動場に開設が可能かどうか、23年度と24年度に検討をしておりますが、その結果、運動場の遊具、ポール、フェンス、遊木等を伐採してもなおその着陸可能な距離が確

保できないため、ヘリポートの設置基準を満たさないということで、設置が見送られております。そのため、災害時等におきまして医療行為が必要な緊急事態が発生した場合におきましては、防災ヘリによりましてホバリング状態でその方の救助を行い、東児湯消防組合でドクターヘリにバトタッチをすると、そのようなことを予定されております。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 山間地においては、実際そのヘリポートの場所とかそういうところに行くまでというのが、なかなか困難な人が非常に多いわけですので、そのいわゆる釣り上げるといふ形ですかね、そういうことで対応していただければというふうに考えております。

続きまして、災害時における消防団員の任務は重要であります。近年、その消防団員の確保が困難だと聞いております。特に山間部、川原、石河内、中之又、中之又はOBの方もまた再度消防団員として活躍されておられる方もいるようでありますけれども、今後、町はどのように確保について対応していかれるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今おっしゃったように、町民の安心安全を担保しているのは、消防団、消防団員であります。そういった意味では、消防団員の確保というのは大変重要だと認識をしております。特に山間部については、おっしゃったように苦慮をしているというのが状況であります。今現在、役場職員については、できるだけ各部のほうに出身地に帰すようにということで進めております。

また、今後は、やはり人口の半分は女性でありますので、やはり男ばかりの消防団じゃなくて、やっぱり女性消防団も、今現在1名であります。もしいろんな条件とか合意ができれば、役場職員の女性でありますとか、あるいは婦人会等をお願いして、それぞれの女性視点といいましょうか、女性ならではの視点での消防団活動ができないものか、そこ辺も今後検討せないかんのかなと思っております。

それから、そういった中でも、充足率を調べてみますと、定数160に対して今156名ということで、充足率は97.5%という数字であります。具体的な確保状況等につきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 現在、消防団員につきましては156名で充足率が97.5%ということで、町長がおっしゃったとおりなんです。団員勧誘につきましては各部のほうで各管轄地区を回って勧誘をしていただいて、そして必要な場合には、幹部それから役場の職員も一緒になって勧誘をしているところでございます。

あと、孤立が心配される地域につきましては、やはり補完をしていただくという意味におきま

しても、自主防災組織をぜひ設立していただいて、そういうマンパワーが不足する部分を補っていただければと考えておりまして、この自主防災組織の設立に対して、今各地区関係につきまして働きかけを行っているところでございます。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 今、答弁がありましたように、自主防災組織の推進を図られているということでありまして、今、川原地区1カ所だけだと聞いております。確かにその必要性を考えるんですけど、なぜ浸透していかないのかというのは、どのようにお考えなんですか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） やはり東日本大震災から5年を経過しまして、危機意識の部分がちょっと薄らいできておられるのかなという気がします。そこで今、先ほど申しましたように、小丸川の氾濫が心配されて、その対象地域になっているところにつきまして、自主防災組織の設立について働きかけをしているところです。何地区かにつきましては、4月になりまして、ちょっと説明に来てほしいということがあっておりますので、総務課のほうで出向きまして、訴えをしていきたいと考えているところでございます。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） ぜひ啓蒙を図っていただきたいというふうに考えております。

本町におきます定住促進は、それぞれの成果を上げられておりまして、その取り組みには敬意を表するところでありますが、しかし地方創生によりまして、他の町村においても、住宅資金の援助や医療無料化などは特徴が薄れつつあります。この際、沿岸部より少し内陸部の本町の特徴を生かしまして、安心安全なまち木城ということをひとつPRして、全面的に出して、定住促進の力になっていくような提案をしたいというふうに考えておりますが、町長のご意見をお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、神田議員がおっしゃったように、生活していく上では、やはり基本は、まずは安心安全だと思いますので、そこらあたりは一つの売りということで、しっかりといきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 続きまして、百済伝説、まちづくり市町協定、連携協定についてお伺いいたします。

百済伝説をともに1市3町による伝承文化の交流がなされるようではありますが、今後どのような計画があるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 百済伝説関係におきましては、私、はたと、途中で気がついたんですけども、いわゆる百済師走祭りですね、前は神門御神幸祭と言っていましたが、全て、長男、比木神社にいらっしゃる福智王さんが、町内においては「お里まわり」、それから母親に会いに行くのが「大年下り」、それからお父さん、そして途中次男も会っていくのがいわゆる神門御神幸祭、今の百済祭りであります。すべからく比木神社に祭られていらっしゃいます長男福智王がしかけている祭り事であります。伝統芸能であります。それを考えますと、今生きている私たちが、やっぱり何かせないかんとやないかなと思いが一つありました。

それから、去年は、ご承知のように日韓国交正常化50周年、そして地方創生の元年の年でありましたので、そういった意味では、この機会に自治体間連携そして地域交流事業の観点から、百済王族伝説を生かしたまちづくり活性化の何か取り組みができないかということで、今回1市3町合意をいただきまして、今おっしゃったような連携協定を結ぶことができました。で、結んだわけではありますが、大事なのは、やはりおっしゃるように、今後何をしていくか、どういう交流をしていくかが大事でありますので、これにつきましては、さっそくこの交流をしていくための連携推進会議というのを1市3町それぞれ担当者決めて取り組みを始めました。で、私たち1市3町の首長それから町は、しっかりとそこの中で検討された、あるいは提案をされたものについて、一つ一つ着実に精力的に実施をしていくと、あるいは連携をするものは連携をしてやっっていくということになっておりますので、そういうことで取り組んでいきたいと思えます。

それから、このことにつきましては、やはり議会議員の皆さんも何名か、せんだって提起をされたときにお越しをいただいておりますが、議会議員におかれましては、自治体の枠を超えてやはり一緒に取り組んでいただきまして、交流の一翼を担っていただければありがたいなと思っております。

具体的な交流の今後につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 百済王伝説の協定に関しましては、先ほど町長のほうからもお話がありましたが、1月に各市町の首長をお集まりの中、協定書を締結したところでございますが、その後、2月の中旬に、それぞれ4市町の担当課の職員が集いまして、連携推進会議を発足しました。で、今後はその会議の中で各市町もちよりにまして、伝統を生かした地域活性化事業、伝統文化、文化財等の継承、保存、教育事業、伝説等を生かしたPR事業など、それぞれ4つの市町が案を出しながら、一つ一つ実現可能な事業について、28年度以降進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 実は私も先月の師走祭りに参加させていただいた者ですけれども、空を焦がす迎え火の雄大さに感嘆いたしたところでございます。これをひとつ木城の子供たちにもぜひ見せてあげたいなと思ったわけなんですけれども、日程が金土日というような関係で、授業にちょっとひっかかるというようなことで、できればその辺、授業が終わってからか、授業の内容に繰り込むとか、いろんな考えで今後対応していくような、前向きな何か考えをしていただきたいというふうに考えております。

いずれにしても、この文化交流の石井十次の資料館が今度できますし、また日向新しき村、えほんの郷、そして百済の里、それから東郷町にある若山牧水記念館を結ぶルート、この確立のためにも、ひとつ東郷西都線の早期改良というのが必要になるというふうに考えております。大型の観光バスが運行されるような観光ルートが確立されるように、ひとつ早期着工に向けての努力をお願いしたいというふうに考えております。

それと、伝統文化とはちょっと異なるんですけれども、日向市は川が違うんですけれども、美郷町から木城町、高鍋に移る母なる川、小丸川があるわけなんですけれども、これが1本の川で結ばれているということで、できれば木城町か美郷町のどこか一部に広葉樹を植林しまして、ミネラル豊富な小丸川を育て、その流れが高鍋に流れて、高鍋の牡蠣の生産に働きかけることができればいいかなというふうに考えております。これは提案でありますけれども、ひとつ百済の森構想を私の提案として、ひとつ話の中に提案の中に入れていただければというふうに考えていますが、以上、お願いしたいというふうに考えます。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） この会議は、先ほども申しましたが4つの市町での連携ということで考えておりますが、ただいま神田議員からいただいたご意見なりを、そういうのも考慮しながら、この会議の中で協議検討を重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（2番 神田 直人君） 以上で、質問を終わります。

○議長（後藤 和実） はい。2番、神田直人君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） 次に、3番、4番の質問事項については、一問一答式により、5番、黒木泰三君の登壇質問を許します。黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 黒木でございます。通告順に沿って、私のほうから質問をさせていただきます。本日の質問につきましては、本町といたしましても常日ごろ考えておられること

であろうというふうに思っておりますけれども、あえて質問をさせていただきます。

先ほどから、神田議員のほうから、災害のことについては質問がっておりますので、私は川原自然公園のことだけについて質問をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、川原自然公園の課題についてということで質問をさせていただきますが、立地条件をうまく生かされた自然公園として親しまれている川原自然公園であります。県内から、夏場のキャンプ場を中心に、利用者があるかと思っております。多くは学校関係の団体行動や、野外研修それから教育研修を兼ねた利用者が多いのではないかとこのように思っております。

先日、宮崎から来られた方が、どんな大水が出て流れない自然プールを見られて、感心しておられました。今後はさらにいろいろなイベント会場として、また町民に親しまれる公園としていくべきであるというふうに思っております。また、それが交流人口の拡大にもつながるのではないかとこのように思っております。そこで町長の考えはどうか、お伺いをしたいというふうに思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今回の黒木議員と同じような思いであります。川原自然公園、ご承知のように県立尾鈴自然公園の中に位置しております。開園当初は、教育キャンプ場ということで、町内外から小中学生、高校生のキャンプが大変多くてにぎわったところでありますが、その後、年々、施設整備を行いまして、現在では、コテージ、それから多目的利用のグラウンド、それからさっきおっしゃいましたように河川プール、それから人工のプール、そしてカヌー、ボルダリング施設も兼ね備えておりまして、通年を通じて多目的に利用できる公園となってきたということで、特に町外からの利用者が多く、そういった意味では、黒木議員がおっしゃいましたように、交流人口の拡大に大きく寄与しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） それでは、本町が、発電所やらダムと、それから小丸川を中心とした豊富な水で栄えたまちであるというふうに考えております。いつも言われておりますけれども、温泉館「湯らら」から川原自然公園、そして石河内地区の揚水発電所を初めとする各施設、それから名所ですね、多くの人に親しまれていることは間違いありません。その中心にあります川原自然公園は、もっともっとアイデアを出して、年間を通して魅力ある公園にしていくべきであるというふうに思っております。

それで、今、町長も、通年を通して利用されているということは言われましたけれども、最近の利用状況はどうかということ、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 近年の川原自然公園の利用状況でございますが、平成25年度につきましては、町内の方の利用者が1万3,792名、町外の利用者が3万2,740名、合わせまして4万6,532名の方が、平成25年度には来園されております。平成26年度につきましては、町内の方が1万2,015名、町外の方が2万3,217名、合わせまして3万5,232名の方が来園しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） ありがとうございます。

横ばいというか、どちらかといえば減っているような感じにもなっておるわけでございますが、ご努力をしていかななくてはならんというふうに思っているところです。

昨年の8月ごろだったかと思いますが、高鍋に住んでおるわけでございますが、同級生が、夕方5時ごろに電話が入りまして、娘が佐土原高校に行っておると、で、今、川原自然公園にキャンプに行っておると、で、クラスで行ったんだろーと思いますけれども、雨が降って全員で研修したいと思うんだができないということで、何とかならないかということで電話があったわけですけれども、娘さんたちが交渉をされたけれども、その後、一応夕方6時ごろまではおりますけれども、その後は無理だと言われて、管理棟を利用させてくださいということで交渉されたんだろーというふうに思っておりますが、それで、大変だねというようなことで、公園のほうに電話したわけでありまして、幸い、新見さんのほうが応答がありまして、この件については聞いておりますと、今夜は私が8時過ぎまでおりますので大丈夫ですと、使ってくださいというような返答でした。そして、私はその通知をすぐにしたわけでございますが、後で、有意義なキャンプができて大変喜んで帰ってきたという電話がありました。

後で、公園側にいろいろと聞いてみると、雨が降って行事ができないのでキャンセルになるというケースは結構あるんだというふうに聞いております。ほとんどがバーベキューとかちょっとした簡単な行事だろーと思うわけでございますが、屋根だけでもつくって、雨をしのげる程度の建物をつくるべきではないかということで思っておるわけでございます。その対策について、お伺いをいたします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 先ほどの質問の中で、25年度が4万6,000と、26年度が3万5,000というふうに私申し上げましたが、減っております。で、昨年減ったというのは、やはり昨年は、雨が長雨、台風、そういう天候的なものでキャンセルがあって昨年度は少なかったわけですが、今の質問のご指摘のとおり、近年学校関係などの大きな教育キャン

プっていうものは少ないんですが、雨天の場合はほとんどキャンセルされているという状況です。

それと、宮崎市内の2つの学校の部活動の合宿を兼ねて毎年来られておりますが、この活動につきましては雨天においても屋外で行うスポーツですので、活動自体には支障はないというふうに考えておりますが、夕食、昼食等みんながそろって食事をするスペースというのがなかなか確保できないという状況も生じておりますので、今後は、そういった大人数で来られた方が、雨天時でも全員で食事ができるようなテントとかそういうものを設置等も検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） この点については、よろしく願いしておきたいと思えます。自然公園ですから、自然任せのキャンプもいいことでありますけれども、毎年参加したいと言われるような施設にすることも大切なことではないかというふうに考えておりますので、一考をお願いしたいというふうに思っているところです。

次に、いろんな話をしている中に、公園の方からちょっと聞いたわけでございますけれども、かなりの流木もあるわけでございますが、古木による枝の落下等を心配しているということでありました。検討されているのではないかとこのように思っておりますが、ちょっとお伺いしておきます。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 川原自然公園も大変広い敷地の中で、いろんな大きな木も大変茂っております。古木による枝の落下等については、施設管理者についても十分注意を払っていただいております。定期的に見回り、点検をしていただいております。

公園管理者で伐採できるような木につきましては、随時伐採していただいております。かなり大きな木については、管理者による伐採というのが困難な場合は、予算計上させていただきまして、専門の業者をお願いして伐採していただいております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） この点についても努力はされておりますけれども、また、よろしく願いしたいというふうに思っております。

次に、川原の下村地区は、昔から幾度となく河川近くの田畑を中心に水害も遭っております。自宅まで来たことは、過去のことをちょっと調べてみないとわからないわけでございますけれども、常に心配をされる場所でもあります。そして、その下に、下流の低いところに自然公園はあるわけでございますが、常時水害に遭っている場所でありました。そこに開発された自然公園

は、水害による災害を常に考えておく必要があるというふうに思っておるわけです。最近では平成17年の9月の災害だったと思いますが、このときの復旧工事はどうだったのか。運動場やキャンプ場を中心に洗い流されて石瓦となってしまったわけですが。復旧工事ですけれども、公園内は町の予算、それから河川に通じた岸壁等については国土交通省ということによろしいですか。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 環境整備課長。川原自然公園ということですが、災害、川の管理関係も関係しますので私のほうでお答えしますが、黒木議員がおっしゃったように公園内は町の復旧、それから川の内部については担当所管が県になりますので県のほうで復旧される、整備されるということです。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） このときの災害復旧も相当な予算が使われておるといふふうに思っておりますが、この点についてお伺いするわけでございます。それで川原自然公園の場合、川の真ん中にシンボルとなっております島があるわけです。大水のときは島に沿って水が流れ込む、流れが悪くなるわけです。そして水害が発生することもあるわけですが、一番の問題は上流の低い場所があるわけです。で、ここはカヌー場があります。あのちょうど上になるわけでございますが、そこから流れ込む水が大被害をもたらすということに思っておるわけです。その危険性は多分にあるわけでございます。それで平成17年の水害のときに一応川底も下げられて、災害の発生するメカニズムや調査もされたと思っておりますけれども、国、県の要望等はその後どうなっているのかをお伺いをいたします。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 環境整備課長。ただいまお話ありました平成17年、それから平成16年も台風が来まして被災しております。復旧に当たって川原自然公園関係で言いますと、被害はグラウンド表面の土の流出、それから土砂の堆積、テニスコート浸水による人工芝等の被害、コテージ付近カヌー艇庫の浸水など、それから電気設備、浄化槽施設の浸水による被害、それと池、遊水池がありますが、その浸水による東屋等の被害がございました。復旧に当たりましては、原形復旧ということではなくて、浸水等の災害も想定して、地形の起伏による浸水時の流速の影響を極力抑えるというようなことで、公園内の起伏をあまりつけないようにグラウンドのかさ上げ、それから井戸の浸水防止対策、テニスコート敷地の盛土及びプールへの転用、そういった災害に強い配慮を施した施設の整備を実施しております。河床整理のほうも、河川プールのほうの河床整理は町のほうで行っております。それから県のほうが、ただいま黒木議員がおっしゃったような上流部については河床整理を行ったというふうに記録されております。

具体的に公園上流部の提体等について、被災後に県のほうで提体等の現地調査を実施されたようです。ただ、具体的に堤防のかさ上げ等の実施に向けた詳細な調査は実施されておらないようで、今要望しておるとこなんですけども、県内他市町村類似箇所がありまして、限られた予算の中ではなかなか実施ができていないというようなことで、町としましては県に引き続き要望をしていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 大雨によって大災害にならないように、平成17年の教訓を生かして早く対策をお願いしたいというふうに思っております。

次に、鳥獣害対策について質問させていただきますが、あえて鹿、イノシシということで上げておりますけども、今までにこの件につきましては一般質問の中でも取り上げられております。また、先日の本会議の中でも議論をされているところでもあります。本町は、駄留地区のモデル事業や岩戸地区の地域ぐるみで取り組まれておりますが、また、電柵等の補助事業もいち早く実施に移して、その実績も大部分の人がこの事業を利用して効果も上がっていることは間違いありません。それで、本日はもう少し踏み込んで質問をさせていただきますが、現在の補助事業について大変感謝を申し上げておるわけでございます。今の補助事業の要件や対象交付率とかどうなっているのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 鳥獣害対策については、農業者でありますとか生産者が生産の意欲が減退しないように、後退しないようにということで総合的に取り組みをしているところでもありますので、詳細につきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） 産業振興課長。現在の補助事業関係につきまして、ご説明を申し上げます。

町のほうで行っております単独補助事業でございますが、木城町野生鳥獣被害防止対策事業ということで、イノシシ、鹿、猿、それから鳥類等を対象にした事業でございます。補助率につきましては3分の2でございます。実績でございますが、平成24年度で35件の1万7,500メートル、それからネット関係で10件の1,450メートルが実績でございます。先ほどの1万7,500メートルは電柵でございます。それから25年度でございますが、電柵関係で34件の1万7,000メートル、ネット関係で10件の1,450メートル、それから26年度で26件の1万3,000メートル、ネット関係はございませんでした。それから27年度2月末現在でございますが、電柵で71件の3万5,500メートルとなっております。

ネット関係で7件の500メートルとなっております。それから、国、県等の補助事業で集落網は団体等で実施されています事業でございます。

先ほども黒木議員のほうから話がありましたが、駄留地区で平成24年度と25年度にかけて猿用ネットと電柵等の事業を取り組んでおられます。24年度が4,250メートル、25年度が4,200メートルとなっております。団体関係では山塚のほうで農業生産法人の方が実施されておりますが、平成26年度の事業としてワイヤーメッシュ電柵等で約4,000メートルを整備されております。

それから、町の単独事業でございますが、自分の農地を自分で守れるなどの自衛を希望される方に対しまして、狩猟免許の取得に伴います助成を3分の2行っております。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 今、前向きに取り組んでいただきまして、こういう効果も上がっておるというふうには思っております。電柵等に対する3分の2助成もすばらしいことであります。感謝をしておりますが、山間部は特にですが、電柵だけではもう防ぎきれません。電牧と金網ですけれども、金網はワイヤーメッシュということになりますけれども、この二重による防護柵が有効だろうと思っておるわけです。ワイヤーメッシュもいろいろあるわけですが、最近市販されているものは2メートル×1メートルのもので四方が切断をされております。それで動物も簡単には侵入することはできないということで、そしてその上下に電牧を張ればほぼ完璧だろうというふうに考えておるわけです。この方法だと猿もある程度効果があるんじゃないかというふうにこないだ話したところでございます。費用は特殊加工すればちょっと高くなりますけれども、非常に安価でできると、安値でできるというようなことであります。それで、このワイヤーメッシュも補助対象にさせていただくようご検討をお願いしたいというふうに思っているわけです。それで、市販されているのよりも高さとか種類とかいろいろありますけれども、町内業者もいろいろおられますということで、こちら辺とも相談して今後こういうものを、どこでもここでもということではありません。山際を中心に取っつけていく必要があるというふうに思っているわけですが、ご検討をお願いしたいということで町長のほうにお伺いをするわけです。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。一般論として今おっしゃったように、イノシシ、鹿、猿等電気柵が有効だと言われておりますが、最近、特にイノシシ関係においては耐用年数の面、それからイノシシは70キロぐらいまでの石を鼻先でこう持ち上げるといって、そういった強いということで、そういった意味では強度を考えますと、やはり今黒木議員がおっしゃったように金網が大変有効

だとお聞きをしております。ですからそういった意味では電気柵も、それから金網もいわゆる鳥獣害予防対策をするためには選択肢の1つになるのかなと思ってますが。ただ、値段といいましょうか、設置費用がやはり電柵に比べると高いというのが1つのネックであります。今、国と県の補助事業は集落ぐるみでとか地域ぐるみでする場合には補助対象となるということではありますが、そういった意味では対策で有効であれば担当課長のほうに金網も個人で設置される場合も何らかの助成措置は考えていくべきかなということで検討させてみたいと思います。ただ、特許の関係とか技術的な面もあろうかと思しますので、町内業者でできるものは町内業者でさせたいと思いがありますが、そこらあたりも含めて担当課のほうに今後検討を、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 今、町長のほうから金額のことも言われたわけでございますが、私は実際今もうやっております。それで取り付けをしていくわけですけれども。これは先ほど言いましたように、道具づけとかいろいろしてくるとちょっと高くつくけれども、溶接したのをそのまま金網につけていってした場合は、今の電柵よりかは安く上がります。それでも結構大きいですから15年ぐらい持つんじゃないかなというふうに考えております。そういうことで、意外と安く上がるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから農家ですけれども、人間が管理をしっかりしなければどんな対策をしてもだめだろうというふうに思っております。先日、本会議の中でも議論されましたように、捕獲班やら駆除狩り、いろんな方のアドバイザーとか、これも駆除していくことも大事なことであります。また、最近夜の駆除狩りも県のほうに要望が上がって検討されていると聞いております。で、これが施行された場合、捕獲は今の数倍になるだろうと思っております。それから、またそうしているうちに怖がって山から出てこないだろうというメリットもあると思っております。現実はなかなか難しいと思いますが、この件についても特に町長のほうに県のほうの要望をお願ひしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 5番、黒木泰三君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） ここで10分間休憩いたします。

午前10時00分休憩

午前10時08分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、6番の質問事項については、一問一答式により、3番、中武良雄君の登壇、質問を許します。中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） おはようございます。私事でございますが、このたびの本会議におきまして、健康管理の不徹底によりまして欠席させていただきましたことにつきまして、この場を借りまして一言だけおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

先ほどにつきまして、一般質問のほうを行いたいと思います。私は2つほど大きな質問をさせていただきますが、まず1点目、県道東郷西都線の整備状況の進捗状況についてお聞きいたしますが、先ほど同僚議員のほうからも東郷西都線についての重要性というのは一部お話がありましたけども、私たち過去、中之又出身ではありますけども、中之又の住民にとりましてこの東郷西都線の拡張工事の完成というのは非常にもう以前から望んでおたわけでございます。尾鈴山を中心に近隣市町村の観光道路、また災害時の緊急道路として本当に大事な道路であるのは確かでございます。石河内の鹿遊のところまで中之又線につきましても改良が終わっておりますけども、日向線のほうにつきましてはもうほとんど中之又のほうまで改良の工事は今のところ終わっております。残すところがあと25年度より始まっております松尾工区の1,840メートル、この工事が今始まったばかりですけども、この松尾ダムの上の工事というのはダムがある関係上なかなか工事のほうが進んでないというのが現実であります。もう3年はたっておりますけども、なかなか私どもが見てまいりまして進み具合がちょっと遅いなという気はしております。既に3年も経過しておりますけども、町長もよくご存じだと思いますけども、町長のほうから見た上でこの3年間たった東郷西都線、これにつきましてどういうふうに感想を持ってられるか、一言お聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。中武議員が一番詳しい路線だなと思ってお聞きをしておりますが、特に私も思っていますが、特に木城区間のこの東郷西都線というのは中型バス、幅員が狭くて中型バスが通れないというような路線でありますので、一刻も早くそういった意味では拡幅工事なり、のり面処理工事等を進めていただいて道路改良工事を進めていただきたいという思いは一緒であります。そういった中で、県のほうも宮崎県の財政事情というのがあることでしょうし、それに配慮をされながら年々道路改良工事を進められていると思っております。ご案内のように、25年度から松尾工区については着手をされていますが、今現場を見ましてそういった状況の中にありながらも一通りは順調に工事が進捗をしているというような思いを持っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） 確かに工事のほうは進んでおりまして、今現在上のほうの工事を削って道路拡張始まっておりますけれども、やっぱりなかなか道路が狭いために掘り起こした石を運ぶのに遠くまで運ばなくてはいけないということで、それに結構手間がいつてるみたいで、今年度の工事もぎりぎり何とか終わるかなというような状況になってるみたいです。来年度からまた新規の工事が受注があって始まると思いますけれども、県道東郷西都線の促進期成同盟会というのが日向市、美郷町、西都市、木城町の2市2町で結成されているわけですが、平成27年度の事業計画の中で3つの提言が決まっております。その1番目としまして路線の調査、2番目に合同提言として関係団体の国・県道合同による提言活動を行う、3つ目に個別提言として会員が随時関係機関に提言を行うというようなことが3つの活動が決まっております。これについて町長の知ってる範囲内で構いませんが、こういった形に行われたか説明をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。今中武議員がおっしゃったように、3項目の提言活動をこの2市2町でやっていくということで決めたところでありまして、まず1点目の路線調査であります。これについては関係機関に調査を行うと。これは2年に一回、踏査を実際に歩く、あるいは車を走らせて実際に調べるというもので2年に1回であります。今の事務局会長は日向市でありまして、日向市のほうからこの時期にというのが連絡来ますので、それに基づいて実施をしているという状況であります。それから2つ目の合同提言であります。これはさっきおっしゃったように関係機関団体一緒になって国道、県道合わせて提言活動を行うということで、実際は昨年秋口に今の2市2町で後藤議長にも同行いただきまして、県知事、それから県土整備部長、それから県議会議長のほうに要望陳情活動を行いました。それから個別提言につきましては、それぞれの首長なりあるいは関係団体等でそれぞれそういった機関あるいは国のほうにも働きかけをしていくと、国会議員等にも働きかけをしていくというような活動をしているところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） 中武です。いろいろ提言活動とかやられているということですが、実際今年塊所大橋の、当初です、125メートル、それから松尾トンネルの830メートルの計画が8年後の完成の予定という話を私昔聞いたことがあるんですけども、当時の25年度の工事の交付金が2億861万円、それから26年度が3億7,000万円、今年度27年度が1,407万円と計上されておったわけですが、この27年度が大幅に予算が減額になっていたわけなんですけども、このあたりは町長はどういうふうに捉えておられますか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。年度ごとのいわゆる事業量でありますとか講習、それから現場状況、そして実際の工事の進捗状況等によって工事費の増減があるものと、年度ごとに、理解しております。で、今のところ宮崎県の事情、財政事情に配慮されながら事業進捗に応じた財源の確保を図られているものと考えているところであります。ただ、宮崎県の財政状況はご案内のように大変厳しいものがあるということで、せんだって報道がされたところでありますが、いわゆる企業局の、いわゆる売電により蓄えられていた基金を一般会計のほうに持ってくるということでもありますので、そういったものも含めながらいろんな財政事情に配慮されながら予算確保がなされていると思っているところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） どうも見ておって、ある県会議員の方もちょっと言われたんですけども、あとは予算をどれだけ県から持ってくるかだと、もうやることは決まっていると。ただし、金がなければ工事もできないということで、あとはこの私たちも含めて木城町、基本的なこれは東郷西都線っていう道路ですけども、木城が一番肝心なわけですよ。やっぱり木城町がこれで動いていかないと、はい、なんぼやるからこれでやってくださいだけで済ませておってはこれもいつまでかかるかわからないよということになってきますので、今後はやっぱり国、県に対して1つは予算要求をしていかないと、今度県のほうも国体を持ってくるというふうな話にもう決まっております。そうなってくるとそちらのほうに予算がいつまでかかってしまっていて、もうこっちのほうのもう山手のほうはほったらかしということにもなりかねないことになると思いますので、これは議員の方にもお願いしたいとは思いますが、町と一緒に行政と一緒に要望をしていく必要があると思いますので、本当に早期完成、まだまだこの工事が終わっても途中までは狭いところあります。基本的には日向線からずっと木城まで観光バスが通れるような道路にしなきゃはっきり言って意味がないわけですけども、今さら中之又に住民が少なくなっているにもかかわらず路線を広くするのに何の意味があるのかなという話も聞いたことがあります。ではなくて、もう中之又じゃなくて木城町のために、もしくはこの近隣市町村のためにこの道路等は非常に今後重要な路線になってくるかと思えます。そういうことで、さらなるこれからの1年でも早くこの工事が完成できることを私も含めて一緒にやりたいと思いますので、行政のほうも今後ともよろしく願いいたしたいと思えます。この件につきましては、一応これで終わらせていただきます。

続きまして、城山の公園整備について。9月に一度一般質問で町長にも意見を申し上げたわけですけども、なかなか見えるところがないもんですから、再度質問をさせていただきたいと思えます。このときにせんだって「児湯人めぐりツアー」というのがありましたんですが、その中で

こういった高城合戦ということについて木城の教育委員会の方からいろいろ説明を聞いたわけですが、非常にこの城山公園というのは過去に大きな大戦が2回ほどありまして、この2回の大戦というのは日本全国を見ても貴重な戦いの中の1つであると。3つある中の1つがこの木城町の高城で行われていると。それだけ歴史的に非常にこの高城合戦というのはいろんな方が知ってらっしゃると。せんだっての児湯人めぐりですか、ツアーにおいても宮崎とか延岡の方も来られてましたけども、そういった方がいろいろと話されておりましたけども、非常に重要なところであると。木城町はこういったところをやっぱりもうちょっとPRというか、もっと大事にしていかななくてはいけないなという話をされてたわけですが、私も実際そう思います。で、この高城城跡を一般質問におきまして町長より史跡としての高城城跡を生かした公園整備を進めるべきであるとの回答をいただいております。半年を過ぎたわけですが、町長の今現在のどういった構想をお持ちか、その一端でも聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 済みません、城山公園整備の前にもう1つ、先ほどの東郷西都線については付け加えさせて答弁をさせていただきたいと思いますが、今、国がお金がないときにゼロ国債という1つの手法があるわけですが、これは国がするゼロ国債の事業手法であります、県のほうも今県議会が開催中でありまして、ゼロ県債という形で債務負担行為で事業をやっているというお考えのようでありまして、東郷西都線、さっきおっしゃったように塊所大橋の関係、それから松尾トンネルの部分についてもそういったゼロ県債、債務負担行為という形で今提案をされているようにお聞きをしておりますので、県議会中でありまして、終わり次第そういった情報があるものと思いますので、わかり次第またお知らせをしたいと思います。

それから、今現在の城山公園の整備についてのお尋ねであります、おっしゃったように私も城山公園は木城町の大きな1つのシンボルの公園だと思っておりますので、史跡としての高城城跡を生かした史跡公園として整備を進めていきたいという答弁をいたしました。その考えはぶれることなく今でもそういう思いを持っています。ただ、建造物をつくるとか大規模な整備については今現在考えておりませんし、またそういった場合にはしっかりと担当課とも制度設計をしないといけないなと思いますので、そういった意味ではそういった建造物でありますとか大規模な整備は考えてないということではありますが、今後検討させていただきたいと思います。それから、まず桜の木を増やしたり季節を彩る花木、そういった植栽等は行っていきたいなど、今のところはそういった思いであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） 高鍋の舞鶴公園でもちょっと問題に上がっておったわけですが

も、確かに今どこの公園も樹木が成長して景観が悪くなっているというのがあるんですけども、確かに低木の管理は従来やっておりますので問題ないわけですけども、本当に高木、高い木が太ってしまって、特に城山は木城と高鍋の街並みが椎木方面しかほとんど見られないと。で、高木の枝切りが当然必要じゃないかなというふうに感じております。そういった桜の木も結構植わってるんですけど、あれでもう何年たってるかはちょっと私もわからないんですが、通常苗木でいけば40年、整備をすればもうちょっと桜の木は生きるということでもありますけども、大分老木になってきておる現状を見ましてもうちょっと整備の必要があるんじゃないかなという気がしております。そのあたりの対策をどう考えておるかお聞きしたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。いわゆるおっしゃったように公園整備はしていかなきゃいけないなど思っているところであります。特に公園利用者につきましては安心安全な環境のもとで利用していただくのがまず第一でありますし、当然景観も含めて公園を快く利用していただくというのが大事かなと思っておりますので、そういった環境を整える努力はしていかななくてはならないと思っております。それから、そういった部分で高木についてはちょっと時間をかけて検討させていただきたいと思っております。それから樹木の枝切り、桜の木の部分も出ましたが、そこらあたりはできる部分については現在担当課のほうで検討なり対策を講じていますので、その部分については担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） まちづくり推進課長。高木関係につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおりですが、桜の木の老木といいましようか、枯れかかって近年あまり花が咲かない桜でございますが、木の表面に白い菌が付着しており、それが原因で桜の生命力が落ちているという状況でございます。これにつきましては、その付着した菌を除去してある特殊なお薬といいましようか、そういったものを塗るということで、それによって老木の桜も生命力が増大するというので、3年をめどにまた花をかなり咲かせるというような実績のある利用者が日本各地の高木、桜等をよみがえらされている実績ある業者というのがございまして、その業者に今現在頼んでおるところでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） 検討してやっているということですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、せんだつても聞きましたように岩戸原に看板が小さいのが立ってるわけですけども、この看板を新しく検討し直してほしいということで、するという答えであったんですけども、こ

れについてどうなっているか、またお願いします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） まちづくり推進課長。ただいまの質問でございますが、28年度の当初予算におきまして予算計上をしております。今議会で議決をいただきましたら、28年度早々に設置したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） ありがとうございます。

続きまして、公園内に高齢者向けの健康遊具が設置されて、運動教室の開催と介護予防効果、それから遊具を使った運動の習慣化、健康回復につながったというようなことを新聞のほうに一応載ってたわけですけども。私もちょっと最初気づかなかったわけですが、木城町の中八重緑地公園ですか、こちらのほうに実際に設置がされておりました。最初のうちは子供さんの遊び道具かなというふうに私感じておったんですけども、役場職員の方があちらにもありますよということを知って行って見たところ非常に素晴らしいものが設置されておまして、これが今都会で話題になっている健康遊具なんですよ、いつつけられたのか、当初つけられたと思うんですけども、そのあたり木城町は取り組みが早かったなという気がしております。せっかく中八重緑地公園にあるわけですけども、あれが実際木城町の方が何人知ってて何人活用されているのかなという気がしてならないんですが。どうせあそこに持ってくるのであれば、この平坦地域の公園の中にも手短につくっていただいて活用していただいて、今医療費がどんどん高くなってきていると。高齢者の方ができるだけ医療費を使わなくて健康な体を長く保てる意味においてもこういった非常にいいものがあるわけですからそれを設置して、あとは設置するだけではまたなかなか活用していただけませんので、それを使う指導をしっかりとしていただいて、皆さん方がそういった健康で生き生き長生きをしていただけるような健康遊具を平坦部にも持ってきていただきたいと思っております。どうお考えでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 中武議員が言われましたように、いわゆる私たちの一般的な概念としまして子供向けの遊具というのが主流でありましたが、おっしゃいましたように最近では高齢者向けの健康遊具が設置をされている公園が増えてきておまして、そういった意味ではこれからの公園の遊具設置のあり方に一石を投じていると思っております。木城町におきましてもそういった観点であります。特にこれからは公園もある意味では差別化を図らなくちゃいけないのかなというふうに思っております。と言いますのも、平坦部の真ん中における公園についてはあくまでも子供向け、子供たちが特に使える公園、それから健康遊具を設置をすればちょ

っと差別化を図らなくちゃいけないのかなと思っているところであります。

平成26年に国交省がいわゆる普通の遊具とそれから健康遊具が混在した公園では事故が起こりやすいというような指針で安全指針を出されてますので、それに基づきますとやはり差別化を図って設置をすべきだなと思っているところでありますので、通常の例えば城山公園に設置をするという考えは私自身は今のところ持ってませんけれども、将来地域交流ふれあいセンターの計画を今年度予算、今度お願いをしておりますけれども、2カ年で計画を今立てておりますので、その中では特に中高年向けの健康遊具を設置する方向で検討をしていきたいと考えております。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） その健康遊具、確かに子供が使うと危ないちゅうかいうこともありますので、確かに安心安全が第一ですので、それは十分検討させて進めていただきたい。ただ、お年寄りの健康のためには非常に貴重なものではないかなと思いますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。で、つけた後は、それも先ほど言いましたように、それをいかに活用していくかはつけて終わりじゃなくてそういった使えるような指導員をちゃんと設けて、そういった教室を開いていながら全体的に広めていくと、そういうふうなやり方をくれぐれもやっていただくようお願いして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤 和実） 3番、中武良雄君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） 次に、7番の質問事項については、一問一答式により、6番、堀田廣幸君の登壇、質問を許します。堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 私がこの文化財の無断廃棄を知ったのは26年5月の朝日新聞、それから7月31日の宮日新聞で初めて知りました。それから1年8カ月が経過をいたしました。昨年の6月1日に全協での説明、この経過についての説明を最後に、その後一切経過報告がありません。町民の方々は私たちが思っている以上にこの問題についての関心が高いということを感じまして、本日質問をさせていただくことにいたしました。

初めに、新聞報道は26年の7月31日の宮日、これが最初であったわけですが、実はこの以前から中之又の長友家の兄弟の方々が何度か来庁されて、この文化財についての話があります。平成元年、平成19年、23年、24年、そして26年の5月に預かり証を持って来られたと、そして新聞報道ということです。この平成元年は別といたしまして、平成19年、23年、24年、当然担当者から教育長なり町長への報告があったというふうに思いますが、その時点では町としてはこれにどう対応する、そういう協議があったのかどうかお伺いをいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。ただいまのご質問ですが、平成19年、平成23年、

24年に担当者から相談があったかどうかですが、平成23年に来られまして、それから平成24年にも今言われた中之又の関係者の方が来られまして、現物がないということで関係者のほうから説明を特に求められました。その件について、当時の担当者が当時の教育長のほうに相談しまして、平成21年に廃棄をしたわけですが、その当時の担当者呼んで聞き取り調査等を行ったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 町長等にはそのことを報告されてどう対応するかと協議はこの当時にはなかったのかどうかを聞いております。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。その当時は担当者レベル教育長まででありまして、町長のほうには相談はしてないということでした。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 今起こせばそこが一番の問題点の発生だというふうに私は思います。

次です、町長にお伺いいたします。新聞報道されたのが26年7月ですので、当時は副町長という立場でありました。このときにはこの問題については町ではどういうふうに対処してどのように解決しようというその当時のお考えはどうだったのかをお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。中央公民館が解体されたとき私は産業振興課長、そして新聞報道でいわゆる文化財、いわゆる民族資料の無断廃棄という記事が掲載をされたというのが総務課長、それから副町長というような時代といたしましうか、そういったときでありました。副町長のときに町長と新聞に載りましたので、町長と話したことはとにかく信じられないということを記憶しております。そしてしっかり状況なり事実確認をして問題解決に当たらんといかんですわねという話をいたしました。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） それから退任をされた後に状況が変わっております。と申しますのは、弁護士に全面委任をしたという点と第三者委員会を立ち上げられたということで、新たに町長に就任をされました。前町長からの引き継ぎについては、この問題に対してはどのような引き継ぎを受けられたのかお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 前町長から文化財については大きな問題でありましたので、しっかりと引き継ぎ事項の1つに入っております。それは書かれている部分ではっきり申し上げますと、町民から預かった文化財の処分の件については教育委員会と十分協議され対応くださいということで引き継ぎを受けておりますが、それ以外の詳細にわたる具体的な引き継ぎというものはありませんでした。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 口頭でなく文書での引き継ぎ書ということですかね。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。引き継ぎ事項については当然ながら文書での引き継ぎになってます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） それでは、次から第三者調査委員会についてをお尋ねします。初めにこの設置の目的です、第三者委員会の。最終的な目的はどこにある調査委員会なのかが1点。それからその構成メンバー、それからこれまでの委員会の開催回数、それからその経過、それから最終結論は出てないでしょうけれども、今までの委員会の中での結果はどういう内容になっておるのかお尋ねをいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。ただいまのご質問ですが、まず設置目的につきましては、平成21年に旧中央公民館におきまして保管してました文化財の処分に至った経緯、それからこれまでの所有者等に対する本町の対応の検証と今後の検討、当問題における今後の再発防止の検討を行う目的で設置をしております。それから構成メンバーですが、第三者4名で構成をしております。1人目が、全て町外の方になりますが、大学教授1名、警察官のOBが1名、それから県の文化財保護指導員が1名、残り1人が弁護士1名ということで4名で構成しております。回数につきましては、これまで7月から2月まで7回の第三者調査委員会を、6回です、失礼しました、6回の委員会を開催しております。それから経過につきましては、今言いましたように6回の委員会を開催しまして、今月の下旬に第7回目を開催しまして報告書をまとめてもらう予定になっております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 目的はその責任がどこにあって誰にあったかというところまでこの調査委員会に出されるのかを聞いたんですけど。もう一度お願いします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。これまでの町の対応、職員が関係した内容、そういったことの責任についても言及をされると思います。最終的には、この問題を今後どういうふうに対策を考えたらいいかということまで報告がされるとは思われます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） そこまで出してもらえらるなら結構です。今までの書類を、ずっと経過を見ますと、弁護士からのアドバイスあるいは町の考え方、意見、第三者への依頼、その後の意向が強ければ調査依頼し、意見を聞くのもいいのではないかと、マスコミ対策にもなると。後でもマスコミ対策のために第三者委員会をつくったという言葉が2回出てくるんですよ。マスコミ対策ではなく真実を追求するための第三者委員会ですねということをもう一度お尋ねします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。第三者調査委員会の大きな目的につきましては、処分に至った経緯の真実、それから内部的に調査をしてきましたが、内部調査では限界があるということで、そういった考えのもとに第三者調査委員会を設置をして協議をしたところでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 同じく第三者委員会関係ですが、第三者委員会に資料をいろいろ提出されてると思いますが、幾らかありますけど、大事な部分だけ私のほうで確認させていただきます。まず、これは第三者委員会に出してありますか。中之又の長友家の5男、長友武彦さんからの事実申立書、それから前町長が町長の直筆のサインがあります佐賀のいわゆる鎧の件のおじさんになりますけど、それと永友清隆さん本人に送っておられるおわびの手紙というかおわびのあれですか。それから公文書、これ教育課が公文書で出しております26年11月の処分に関する聞き取り調査の報告書、公文書、それから弁護士から永友清隆さんに宛てられた手続依頼書、それまでの弁護士からの調査申立書、今の書類は第三者委員会の中に提出をされているかどうかお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。ただいま言われました公文書と、それから文書等については、全て委員会のほうに提出をしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 第三者委員会の参考人、廃棄をされた業者とかこの廃棄にかかわった元職員あるいは解体業者の従業員、当時運んだ運転手あたりの従業員、これらの方々は、それから絵あるいは図書を持ち帰ったという町民がおられるこういう方のお話をしましたが、こういう方は一応参考人として第三者委員会には招致をされましたかどうかお尋ねします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。委員会の中では廃棄業者等は参考人としては呼んでおりませんが、当時の職員、こういった人は委員会のほうで呼びまして事情を聞いております。それから従業員についても、これについては委員会では呼んでおりません。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 当事者、例えば預かり証を持っておられる長友家の5男の武彦さん、あるいは鎧の件の永友清隆さん、その人たちの言い分を聞くというのも参考人の中でそういうのはもう全く手出しはされなかった、頭からもう当事者を参考人として聞いてみるというような考えはもう全くなかったのかどうか。普通調査委員会となればまず当事者の話を聞くというのから始まるのが私は筋だと思うんですけど、それがなかったと。なぜなかったのか、そういう話も全く出なかったのか。そこまでをお聞きいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。そういう関係者については参考人として呼んでほしいというのはありませんでした。ただ、今までの2人の関係者ですが、この方とのやり取りについては逐次文書化しておりますので、経緯を、それを見ていたということです。それが呼ばなかった理由にはなるかどうかわかりませんが、実際言われたことについては委員会のほうで説明をしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） それでは、業者を呼んでないと、廃棄の現場は調査されましたか。新聞報道には最後には800から1,000点を処分したと。800から1,000点も処分すればそのかけらぐらいの1つはあったかどうか、処分したかどうかの確認はできると思う。この解体業者が800から1,000点のものをどこに最終的に捨てられたのか確認をして、誰かその現場は見られましたか、関係者の中で。職員でも構いません、その現場に行って確認はされましたかどうか。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。委員会の中では現場を見るということもありませんでした。23年、24年度ぐらいに問題になったときに現場に行ったかどうか、そういうところは聞いておりません。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） まあ、あきれてものが言えんというのは私の本心です。普通、物がなくなったら処分したらまずその処分したところに行ってみる、確認するのが常識やないですかね。しかも預かったか寄託されたか別として……まあ、物が言えません。

次です、時間がありますから今後の予定は先ほどお聞きしました。公金の支出についてお尋ねします。これまでに町費を出されておりますが、弁護士費用に幾ら、第三者委員会ほか旅費とかいろんな調査費用がいるでしょうけど、弁護士費用その他第三者費用合計幾らというふうにお答えください。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。ただいまのご質問ですが、弁護士に委託した費用は10万8,000円でございます。それから、第三者調査委員会の報酬、費用弁償、これが6回分で37万8,000円。合計で49万1,000円を現在まで支出をしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 今49万、50万程度、これからも当然発生をしますよね、町費の支出については。これ、なかなか私も見よったら何か公務員賠償責任法とか何とかあるらしいですね。公務員が何かこうした、名前は確かかどうかわかりません、そういう法律があるんだと。私たちの考えは、今はこの公務員弁償法ちとがあって、その間の町からの立てかえだと思ってるんです、弁護士費用については。これは調査委員会調査するための費用については町が負担する、町民が望むところですからこれについては最後まで公費でいいと思うんですけど、弁護士あるいは今後起こってくる可能性がある、十分あります、そういう補償金とか賠償金とか、そういうものの支出についてはどう町長考えておられるのか。これは町民に、この問題についての瑕疵は全くないんです。もう全て職員のいわゆる職務上の怠慢ですよね、いわば。町民が負担するところは全くないと思っておりますが、最終的に損害が起こったと、町に。その損害に対して、当時の職員を初め担当者とかに町から損害賠償を起こして、町が支払った分の公費をいただくというような考えがあるのかないのかお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。この問題については、輕輕にこういう事案だからこうよというの

がなかなかできないと、法的な問題があります。そこはわかっていたいただきたいと思うわけでありまして、先ほど言いました公務員賠償もこういった場合には適用されないとは私は理解をしています。あれができるのは多分東北大震災とかそういった大災害で書類を紛失した、あるいは保管していた公金が流されてどこ行ったかわからないとそういった場合に出るというふうにお聞きをしております。今回のいわゆる文化財関係の廃棄に関しましては、先ほどから言われているような部分、特に予算執行の適正を確保するという観点から、その公費支出が違法であるのか不当であるのか、あるいはそれがどうかという部分、それから関係職員の法的責任の有無、それから発生した公的損害に対する関係職員の法的な補填責任、そういったものについてはしっかりと宮崎県町村会のほうで法律顧問弁護士を抱えておりますので、今そういった法律顧問弁護士と相談しながら対応していくということになるかと思えます。それから、誤解がないように申し上げますと、この問題については私たち法的な部分もありますので、そういった今までのその観点も含めてしっかりと法律顧問弁護士の相談、指示、助言を仰ぎながら一緒に進めているという状況であります。なお、そういったさっき言いました部分については、あくまでも第三者調査委員会、公平公立中正の立場で今調査協議等をしていただいておりますので、その結果を出してから以降顧問弁護士と十分相談して対応するというところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 安心いたしました。

それでは、次に先ほど言いました中之又関係の5男の武彦さんですか、10月20日付で内容証明の用紙で7ページ3,600字余りでの事実申立書が送られてきております、中竹教育長宛にです。これの返答、いわゆるこの中はここが違いますよ、ここが間違っている、ここは事実と違いますよというようなことでの回答返答、これが届いて14日以内にとのことですが、それはお出しにされましたかどうかをお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 教育長。このときいただきました内容証明書につきましては、相続人の方のお1人のご意見として私は捉えておりますので、回答はいたしておりません。それから、第三者委員会での協議中でその第三者委員会のほうにはこの内容も提示しております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 出されてないということは、この中の事実を認めたということ、それとも事実は相当違うところがあるということでしょうか。例えば日にちやら詳しく書いてありますが、町長室の横の応接室で26年11月25日、白岩、中井、田口前町長、金銭面での詳し

い金銭面での補償についての応接でのやり取りあたりが詳しく書いてありますが、これも事実というふうに認めるのか。中には教育長、読まれたでしょうけれども、こういう言葉書いてありますよ。今までのやり取り、行くたびに話が違う。事実を隠されてるんじゃないかと。承諾した上司を含む教育課は昔で言えば悪代官、極悪非道な悪人で断罪いたしますと、こういうことまで書いてあるんです。これを認めたということになるんですか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 教育長。認めたというよりも本当に相続人の方の1人ということで、ほかの相続人の方とも私たちは面談していますし話し合いもしております。その方との整合性がちょっとないかなというのは考えましたけれども、1人の意見として事実である、事実ではないということよりも意見として捉えていると、尊重しているということです。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 中之又については兄弟の方がそれぞれ言い分の違うというのはわかりますが、弁護士からのアドバイスでこの3人についての代表者といいますか、協議の代表者を決めてもらって、今後は丁寧にその補償についても弁護士からは丁寧に対応しなさいと、金銭については。ただ、一人一人の言われることについても丁寧に対応しなさいという弁護士からのアドバイスがありますが、それはこの兄弟の中での代表者というものの通知なりを相手方には依頼をされているのかどうか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） そのお会いした方々、それから電話でやり取りをした方々についてはその旨の代表者ということを決めていただきたいということでお願いはしてありますが、なかなかまとまらないということでお返事はいただいております。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 次から時間の関係で、鎧の永友清隆さんの関係になります。まず昨年の、これ町長、前町長ですね、すいません、前町長が先ほど言いましたようにおわびの、全面的にこちらのほうにミスがありましたということで手紙をやられて、その後に面会に直接佐賀の唐津市のほうに行っておられますよね、職員同行して。それでこういうことを調査してくださいということで調査の内容、それからその回答が出してあります。このときの唐津に行かれての話し合いの内容、結果、実は11月に所管事務調査で唐津に行ったときにたまたま挨拶された議長さんがその木城町と唐津のおじさんの間に立たれた議員さんだったんです。今議長さんになられておりました。田中秀和議長です。で、その方が木城町とは縁があるんですよということを話されて、結果から言えば円満解決の方向でスムーズに和気あいあいの中で終わりましたと。もうとっくに解決したんでしょうねと言われたんですよ、この方は。実際はどうだったのか。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。まず、唐津での話し合いの内容と結果についてであります。現在、第三者調査委員会で検証中でありまして詳しい内容は言えませんが、内容としましては町が文化財を廃棄した件についてその場で協議をされております。それから、廃棄処分の経過を調査してほしいということその場で言われまして、その後、町の方で内部的な調査を行いまして、報告書を作成しまして、平成26年の11月に鎧の関係者2人の方に報告をいたしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） まあ、参考までに、これ先ほど言いました教育課の公文で、その後送られた報告書なんです。補償については現物及び写真が残っておらず、当方では判断しかねます。議会の議決等が必要となりますので直接協議の上進めていきたいところであります。貴殿のご意見、ご指導をいただきたいと。本町においてはこのような事態を招き云々と書いてありますが、直接会って協議をして補償についてはやりましょうということでの公文での返事が出してあるんです。それぐらい解決したんだと、佐賀の協議の中で、そういうふうには私は解釈したんですが、言われるように。

次は7番目の公文での聞き取り調査と9番の一方的な弁護士からの受任通知関連しますんで一括して行います。初めに弁護士を立てるようになった理由、議会の全協の中で来られて弁護士を立てるようになりますという説明をされました。なぜ弁護士を立てるようになったのか、そのときされた説明をもう一度ここで確認のためにお伺いいたします。なぜ弁護士を立てるようになったのか。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。ただいまのご質問ですが、なぜ弁護士を立てるようになったかということですが、この件につきまして寄贈か寄託とか証明するものはありませんでした。また、受け取った職員もあった場合、明らかでもありませんでした。それから受け取った経緯が不明ということで町としても今後誠意を示していくということで考えていましたので、誠意を示して対応していると考えていましたが、納得してもらえませんでした。進捗しない状況の中で法的な算定による金額を出してもらい補償を想定した場合、金銭的根拠を議会にも説明できるようにということで、この件について弁護士をお願いいたしました。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 確かにそのときに議会も弁護士を立てることを全協の中で承認し

たんですよ。ただ、それはこれにも報告ありますように永友氏側から弁護士に相談中であるということと、補償の場合は金銭補償の金額を前町長に言ったことなどから法的な算定による額を出してもらいたい、それで弁護士を立てましたのでよろしくお願いしますと。それなら法外な要求をされたのでは当然だろうと思いました。ところが6月の全協の報告書の中では、この時点でだからもう1年ぐらいたった後で相手側は弁護士も対応は考えていない、それから金銭補償は求めていないと。町側の姿勢に誠意が感じられない、このことを主張してるんだということを説明されました。6月の全協のときには大部分の議員がそういうことであれば弁護士は外すべきだと、これはそのときの宮日の新聞記事もなっております。一部の対応を弁護士に委任していることに批判が全員協議会の中で出ましたよということで、それぐらい私たちはそこで弁護士は外すべきだと27年6月1日の全協では強く申したんですけれども、相手が法外な価格、補償も言ってない、弁護士も立ててないということでしたけれども、聞く耳持たんで今日まで至ったということです。

時間がないので、その次は聞き取り調査の内容についてお伺いいたします。処分について町民からの問い合わせは一切ないということになっておりますが、私のところに前言ったようにあったのが、ロビーに飾ってあった杉先生の水墨画、城山と小丸川を描いた1メートル50ぐらいの絵、これが欲しいから教育課に言ったら寄贈された方の承諾を得て持って帰ってくださいということで、今もこの方は家に飾られております。きれいな水墨画、公民館に飾ってあったでしょ。あるいはミニ図書室みたいなのがあったと、ロビーに。非常に貴重な珍しい本が木城町に関する歴史の本とかがたくさんあって欲しいなと思っちゃったけれども、それについては重要であると言われた。行くとたび行くとたびにその本がなくなって、しまいにはそのミニ図書室みたいな図書棚には本が全然なかったと。いわゆる町民からの問い合わせがなかったんじゃないかと、たくさんあって持ち帰った人がほかにもおるんじゃないかということ懸念しているわけです。そういうことはなかったと報告書の中には書いてあるけれども実際はたくさんあったのではないかということを確認したい。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。文化財については別ですが、今言われました水墨画、それから図書室にある分、それから町の備品でありましたものにつきましては月報、それからコスモス通信のほうで町民の方に払い下げのお知らせをいたしまして、正式な手続をして町民の方に払い下げをしております。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 今までいろんな討論したけど初めてそれは言われましたよね、公

表したというのを。それまで言われてこなかったからこちらは不信感を抱いてそういう方がいっぱいおるんじゃないかと、早く言ってもらえばもう済んじゃった、まあいいですよ。

次は持ち帰った職員、23点持ち帰ったというより預かっていただいたと。新聞報道によりまずと預かってもらったというのが正しいと。そのことについてはこれ正規の手続問題ないというふうな教育課の返答ですが、手続を踏んでおると。持ち帰りについてどういう手続、例えば起案文書とかあるいは上司の決裁、そういったものを経て預かっていただいたという何かこう確約した書類があるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。預かったという書類は残っておりません。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） どういうことでその問題ないと、持ち帰って預かっていた分については問題ないという判断はどこでされたのか。ちゃんと手順を踏んでいる、その手順を踏んでいるというので問題はなかったと、踏んでおる手順はどういう手順を踏まれたのかということを知りたいんです。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。これにつきましては、持ち帰った職員の聞き取り調査でわかったわけですが、当時、現場立ち合いの際に文化財の資料等を処分するこの職員が聞きまして、主管課である教育課の職員に了承を得まして預かったというふうに聞いております。責任問題につきましては、町としてはそういう見解を出したこともありますが、現在第三者調査委員会のほうで検証されますので、この責任についても報告書の中で反映されると思います。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 何かそういうふうに僕たちは元同僚、職員同士かばっておられるというのが何か隠しておられるのか常に頭にあるんですよ、説明を聞くたびに。だって、これ8月14日に前町長が、8月14日に元職員を聞き取り調査した8月14日の文書ですがその前に一遍聞き取りをしている。それから26年の7月には新聞報道があった。僕だったら新聞報道を見たら、あ、実はこれは私が預かってましたよって持ってくるのが預かり品。それからずっとたって職員の聞き取り調査報告の中で、ある職員がこの方が持ち出されるのを見たということからわかって返却されている。これ預かり品なのか、そうですか、預かり品と言えますか。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。ただいまのご質問ですが、町としてはそういった判断で

預かり品というかそういった考え方をいたしました。これについても批判があるところでございますので、第三者調査委員会のほうでこれについても責任について報告は受けると思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 23点ですか、32点ですか、23点だな、当時の最初の報道では文化財の無断廃棄は100点って載ってるんです、100点。それが最後には800点から1,000点に増えてるんです。それだけ内部での把握が全然してなかったずさんな証拠だということでしょうけども。100点だとしたら1人が20から30持ち帰ったと言えば2、3人の関係者が持ち帰っておれば跡形もなくなるわけです。そういう方がおられるんじゃないかというのを懸念しているんですけど、そのことについては第三者委員会の中でも、あるいは職員との聞き取りの中でも調査された結果でしょうから、これ以外にはなかったということの判断だと思います。この処分された文化財、さっき言った800点から1,000点、処分したであろうと思われる文化財、それから今保管されてますよね、幾らかね、その分のいわゆる一覧表とか台帳、これは相手側の報告書の中でも約束されてるんですよ、台帳をつくって今後はこういうことの起こらないようにいたしますということで。その台帳とかあるいはその一覧表あたりはもう既に作成されましたかどうかお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。ただいまのご質問ですが、今現在、現存する文化財につきましては全て写真入りと説明を入れまして全て整理をしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） それから、先ほど言いましたように持ち帰りがあったかどうかの確認、文化財についてはなかったけれどもそういう展示されてた絵とかそういうものについてはコスモス通信で知らせたということでしょうが、1回はひょっとしたらさっきの元職員のように預かってましたという人がおらんとは限らん、知らない人で。一遍これコスモス通信あるいは役場の月報等で、もしそういう方がおられましたら返却してもらえませんかという呼びかけをするおつもりはないですか、今後。1点でも回収しようという気持ちであれば。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。現在の考えとしては、第三者調査委員会の報告書を待ちまして、それで今言われたように呼びかけるかどうかはそれをもとに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 次に、交渉面談のための旅費等の予算についてです。これは27年の5月9日朝日新聞にも載っておりましたが、所有者が交渉のために来庁する際の交通費や宿泊費までを12月に予算化しているということで新聞報道されました。私も相当調べて関係書類を調べましたけど、この12月にこういうものの予算化というのはあったのかどうかをまず1点。それからこれは新聞報道ですが新聞報道が間違っていれば新聞報道に対しての異議の、新聞記者まで書いてあるからこれは間違いじゃということと言われたのかどうか。実際に12月にそういうものの予算がたてられましたか。それをお聞きいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。12月に予算化したかどうかですが、実際予算化を考慮しておりましたが、現実には予算化をしておりませんでした。新聞報道につきましてはその時点で回答した人間が間違っていたと、勘違いをしていたということでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 前からこれどうですかって、今、前取材を受けた人が間違った返答をしてたということをお言われましたわね、そうでしょ。嘘を言ったんだということですか。報道インタビュー、新聞記者から報道された方が嘘だったんだということですか。

○教育課長（中井 諒二君） そういう認識がなかったということです。

○議員（6番 堀田 廣幸君） まあ、相手方の永友喜寿郎さん関係の清隆さんはこれを新聞で見て木城町が旅費を予算化されてるのであれば弁護士を東京に來らせて直接話し合いをさせてもらえませんか、あるいはそれが無理なら直接町長に会って直接談判、直接話したいということで町に問い合わせをされました。それからずっと日にちがたって27年の7月8日、中村総務課長が対応されました。以前からの問い合わせに対して東京まで弁護士が行って話し合うこともだめと、旅費は出せないと議会で決まりましたと、議会で決まってるので旅費は出せませんという返答を中村課長、永友清隆さんと交渉された記憶はありますか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 総務課長。旅費の関係の支出につきましても、そのときの弁護士さんとお話をしてこれはちょっと無理ですよということがありましたので、その旨を永友氏にお電話をさせていただいた経緯はあります。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 議会で否決されたというような話はされませんでしたか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 総務課長。議会関係の話をしたことはございません。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） やっぱり向こうが弁護士を立てて法外な要求をしてきた、これは当然弁護士を立てると前に進まんと思います。問題は一番私が思うのは直接本人と話して相手方の本音、本意といいますか、どういうことを町に求めているのか、腹を割って話し合うべきだと思うんです。弁護士を間に立てると弁護士の最後の通告書を見たんですけれども、どちらが加害者でどちらが被害者かわからんような弁護士の文句なんですよ。鎧が飾られたのがあなたのものかどうかもわかりませんと、しかも法的に、もろたもんじゃから処分して、その優しい言葉で言えばそれのどこが悪いんだと、処分してもろたもんを。それから、文句があつたら裁判所に訴えて法的でしかできませんよと、もうそれをやらなければ債務不存在、相手が裁判を立てない場合は相手に権利がないことを法的に証明しますよと。もう自分ところの過失は棚に上げて、これが、1月15日の最後の弁護士からの通告なんです。これ以降、交渉がぱったり絶えたんです。向こうもあきれて物が言えんと。これは、あまりにも一方的じゃないかという気がいたします。このことについて、なぜ、今までは好意的だったんです、弁護士指導によってずっとしてたのが、いきなりこういう強い口調での通知を出されたのには何か原因があったのかどうか、理由があったのかどうかを伺います。

それまではやわらかい文書で協力をお願いしますよと、協調しながら進めていきましょうというのが11月まで、1月になってこの強硬手段に出された理由は何ですかねて。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） この件については、その当時は、金銭的な保証を考えていまして、本町としても最終責任はそれでないと思たせないと考えておりました。

具体的な額については、根拠となる資料と写真もありませんでした。それから先ほど言いましたように、寄託か寄贈かも証明するものもありませんでした。こちらとしては判断ができない状況でありましたので、具体的な金額を判断するために、相手の方と交渉をしていきたいと考えておりました、相手の考える金額と、大幅なずれがあつてはいけないということで、公正な判断で相手に対して、誠意ある対応を進めていくためにも、弁護士に相談して、法的に進めていくことが妥当だということで、そういった弁護士に窓口を委託しまして、その鎧の方と交渉していただくということでしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 時間がありません。最後に町長、この問題の解決策。町長も第三者委員会の結果、第三委員会の答申に任せると、あるいはあくまでも弁護士を通じての交渉しか

認めないと。先ほど私が言いましたように、木城町のあるいは木城町民の、何と言いますか、その疑いというものを晴らすと言いますか、そういう考えで直接本人と会って、法外なものを要求されれば弁護士を立てる。保証はいらない、その町の誠意が見たいんだと相手の意向となれば、長引く弁護士を立てちゃったら、ずうっと長引くと思うんですよ。お互い腹を割って話し合えばどっか妥協点が見出されるところがあるんじゃないかと、私は、今の段階では思うんですが、解決策としては、町長、どういう解決策を望まれておりますか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど申し上げましたように、この部分については、木城町として最終的に判断をするわけですが、その場合に、一側面であるとか、今いろいろこう言われましたけれども、あえて反問権があれば反問したい部分もありますが、それはできないので、いずれにしても、しっかりと、今現在におきましては、そういった部分で中立公平、透明性を持った第三者機関で、今、調査協議がなされておるわけでありますので、その報告書を待って、報告書をもとに、先ほど言いました宮崎県町村会の法律顧問弁護士と相談をさせていただいて、公平公正かつ客観的な判断、説明、責任ができるように、また相手に対しても、誠意ある対応をするためにも、そういったことで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 一般質問の議員の発言時間は30分以内となっております。残り時間が少なくなりましたので、時間を考慮して質問してください。

○議員（6番 堀田 廣幸君） はい、もう最後です。

お願いします。やっぱり木城町民の名誉のために、早期解決をしていくべきだと、このことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 6番、堀田廣幸君の質問が終わりました。これで一般質問を終わります。

日程第2. 散会

○議長（後藤 和実） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日8日は産業文教常任委員会審査、9日から11日までは予算審査特別委員会審査及び審査まとめ、12日から13日までは休会、14日は過疎地域自立促進計画審査特別委員会審査まとめ及び議会候補編集特別委員会、15日火曜日は本会議、午前9時会議で、各常任委員会各特別委員付託議案審査結果報告、質疑・討論・採決となっています。

本日はこれで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様一言お礼申し上げます。本日は早朝よりたくさんの

方々に熱心に傍聴していただきましたことを心より感謝申し上げます。

これからも議員一同、皆様のご期待に応えるよう議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

議員の方は控室をお願いいたします。

○事務局長（**渕上 達也君**） 皆様ご起立ください。一同、礼。

午前11時28分散会

議事日程(第3号)

平成28年3月15日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会・過疎地域自立促進計画審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(7件)

議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第21号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について

議案第22号 職員の退職管理に関する条例の制定について

議案第26号 木城町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第33号 財産の譲渡について

議案第35号 西都児湯行政不服審査会の共同設置について

議案第36号 西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について

2) 産業文教常任委員会付託議案(3件)

議案第23号 木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例及び木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 木城町農林業振興事業基金条例を廃止する条例の制定について

3) 予算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第27号 平成28年度木城町一般会計予算

議案第28号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第29号 平成28年度木城町簡易水道事業特別会計予算

議案第30号 平成28年度木城町下水道事業特別会計予算

議案第31号 平成28年度木城町介護保険特別会計予算

議案第32号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

4) 過疎地域自立促進計画審査特別委員会

議案第34号 木城町過疎地域自立促進計画の策定について

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 委員会の閉会中の継続審査

1) 産業文教委員会付託陳情

◎陳情第2号

「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議を求め
る陳情書

日程第4 議員派遣の件

日程第5 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

日程第6 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会・過疎地域自立促進計画審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案（7件）

議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第21号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について

議案第22号 職員の退職管理に関する条例の制定について

議案第26号 木城町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第33号 財産の譲渡について

議案第35号 西都児湯行政不服審査会の共同設置について

議案第36号 西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について

2) 産業文教常任委員会付託議案（3件）

議案第23号 木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例及び木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

議案第25号 木城町農林業振興事業基金条例を廃止する条例の制定について

3) 予算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第27号 平成28年度木城町一般会計予算

議案第28号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第29号 平成28年度木城町簡易水道事業特別会計予算

議案第30号 平成28年度木城町下水道事業特別会計予算

議案第31号 平成28年度木城町介護保険特別会計予算

議案第32号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

4) 過疎地域自立促進計画審査特別委員会

議案第34号 木城町過疎地域自立促進計画の策定について

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 委員会の閉会中の継続審査

1) 産業文教委員会付託陳情

◎陳情第2号

「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議を
求める陳情書

日程第4 議員派遣の件

日程第5 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

日程第6 各委員会の閉会中の調査

出席議員(10名)

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 渕上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 後藤 和実君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書 記 稲田 宏美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務課長	中村 宏規君
財政課長	石井 雄二君	会計管理者	伊藤 章君
まちづくり推進課長	萩原 一也君	環境整備課長	河野 浩俊君
教育課長	中井 諒二君	税務課長	津江 邦彦君
福祉保健課長	小野 浩司君	町民課長	吉岡 信明君
産業振興課長	押川 道彦君	代表監査委員	桑原 正憲君

午前9時00分開議

○事務局長（渕上 達也君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（後藤 和実） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。

まず、教育課長より発言を求められていますので、これを許可いたします。教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 3月7日の一般質問の中で、堀田議員の質問に対しての答弁について訂正をさせていただきます。

中之又の長友家の兄弟の方々が来庁されて、平成19年、23年、24年に担当者から町長等には報告されて、どう対応するか協議はなかったかどうかというご質問に対して、担当者から教育長までであり、町長には報告していないという答弁をいたしました。平成24年に町長に報告をしていますに訂正させていただきますと思います。

○議長（後藤 和実） 教育課長の発言が終わりました。

本日の議事日程は、日程に変更がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1. 各常任委員会・予算審査特別委員会・過疎地域自立促進計画審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（後藤 和実） 日程第 1、各常任委員会・予算審査特別委員会・過疎地域自立促進計画審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案 7 件、議案第 20 号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 21 号行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について、議案第 22 号職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第 26 号木城町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第 33 号財産の譲渡について、議案第 35 号西都児湯行政不服審査会の共同設置について、議案第 36 号西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について、以上、7 件について総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、堀田廣幸君。6 番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 平成 28 年第 2 回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告を行います。

審査期日は、3 月 8 日の 1 日間、総務常任委員会室において、委員 5 名の全委員が出席し、町長部局の課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第 20 号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 21 号行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 22 号職員の退職管理に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 26 号木城町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 33 号財産の譲渡について、原案可決です。

次に、議案第 35 号西都児湯行政不服審査会の共同設置について、原案可決です。

次に、議案第 36 号西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案 3 件、議案第 23 号木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 24 号木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例及び木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を

改正する条例の制定について、議案第25号木城町農林業振興事業基金条例を廃止する条例の制定について、以上、3件について産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、淵上三月君。7番、淵上三月君。

○産業文教常任委員会委員長（淵上 三月君） 産業文教常任委員会に付託されました事件は3件でございます。審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は、3月8日、11日の2日間、産業文教常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第23号木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第24号木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例及び木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第25号木城町農林業振興事業基金条例を廃止する条例の制定について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第20号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、予算審査特別委員会付託議案6件、議案第27号平成28年度木城町一般会計予算、議案第28号平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、議案第29号平成28年度木城町簡易水道事業特別会計予算、議案第30号平成28年度木城町下水道事業特別会計予算、議案第31号平成28年度木城町介護保険特別会計予算、議案第32号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、以上、6件について予算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、山田秋吉君。9番、山田秋吉君。

○予算審査特別委員会委員長（山田 秋吉君） 平成28年第2回木城町議会定例会において、予算審査特別委員会に審査付託されました事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査日は、3月9日から11日までの3日間、役場3階大会議室において委員10名の全委員が出席し、町長部局の課長以下、関係職員、教育委員会においては教育長、教育課長以下、農芸委員会においては事務局長、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第27号平成28年度木城町一般会計予算、原案可決です。

次に、議案第28号平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第29号平成28年度木城町簡易水道事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第30号平成28年度木城町下水道事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第31号平成28年度木城町介護保険特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第32号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決です。

以上で、予算審査特別委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、予算審査特別委員長の報告は終わりました。

次に、過疎地域自立促進計画審査特別委員会付託議案1件、議案第34号木城町過疎地域自立促進計画の策定について、以上、1件について過疎地域自立促進計画審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、山田秋吉君。9番、山田秋吉君。

○過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長（山田 秋吉君） 平成28年度第2回木城町議会定例会において、過疎地域自立促進計画審査特別委員会に審査付託されました事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査日、審査期日は3月14日の1日間、木城町議会本会議場において委員10名の全委員が出席し、町長部局の課長及び教育委員会においては教育長、教育課長以下、農業委員会においては事務局長の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第34号木城町過疎地域自立促進計画の策定について、原案可決です。

以上で、過疎地域自立促進計画審査特別委員会の付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、過疎地域自立促進計画審査特別委員長の報告は終わりました。

ただいま予算審査特別委員会委員長及び過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長より報告のありました議案第27号から議案第34号に至る7議案については、全委員により審査いたしましたので、質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第34号に至る7議案の質疑については省略することに決定いたしました。

ただいまより委員会付託議案の17議案について議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第20号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号職員の退職管理に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例及び木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号木城町農林業振興事業基金条例を廃止する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号木城町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成28年度木城町一般会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成28年度木城町簡易水道事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成28年度木城町下水道事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成28年度木城町介護保険特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号財産の譲渡について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号木城町過疎地域自立促進計画の策定について、本案に対する過疎地域自立促進計画審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号西都児湯行政不服審査会の共同設置について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 諮問第1号

○議長（後藤 和実） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑は終了しておりますので、これより本件に対する討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案に対して、黒木逸郎君を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については黒木逸郎君を適任とすることに決定いたしました。

日程第3. 委員会の閉会中の継続審査

○議長（後藤 和実） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

産業文教常任委員長から委員会において審査中の陳情第2号2020年東京オリンピックサーフィン競技大会招致に関する決議を求める陳情書について、会議規則第74条の規定によってお手元に配付いたしました申し出書のとおり継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第4. 議員派遣の件

○議長（後藤 和実） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は議長に一任することに決定いたしました。

日程第5. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

○議長（後藤 和実） 日程第5、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、各委員長の報告を求めます。まず、総務常任委員長、堀田廣幸君。6番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 総務常任委員会として、特別に報告することはございません。

○議長（後藤 和実） 次に、産業文教常任委員長、渕上三月君。7番、渕上三月君。

○産業文教常任委員会委員長（渕上 三月君） 産業文教常任委員会としての報告は、特別にございません。

以上です。

○議長（後藤 和実） 次に、議会運営委員長、原博君。8番、原博君。

○議会運営委員会委員長（原 博君） 議会運営委員会としては、特別報告することはありません。

○議長（後藤 和実） 次に、議会広報編集特別委員長、山田秋吉君。9番、山田秋吉君。

○議会広報編集特別委員会委員長（山田 秋吉君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会で机上の編集作業のため、4月1日から4月15日にかけて計4回の委員会を開催しますので、皆様のご協力をいただくようお願いします。

また、紙面をつくる面に当たり、議会内容等をわかりやすく、町民の皆様に興味を持っていただけるよう作成に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、今回の予算で認めていただきましたので、次回からは全面カラー印刷になりますので、期待していただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第6. 各委員会の閉会中の調査

○議長（後藤 和実） 日程第6、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例などに関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に係る事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集・調査などに関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（後藤 和実） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る3月4日に開会されて以来、本日まで12日間にわたり慎重にご審議いただき、また、執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了いたしましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、平成28年第2回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げます。

12日間にわたります第2回木城町議会定例会における議案のご審議、まことにありがとうございました。今議会上程の24議案及び諮問1件、全て議案のとおり可決、適任をいただきました。厚くお礼を申し上げます。一般質問の中では建設的なご意見、ご提言をいただきました。また、審議の間におきましても、ご意見、ご指摘をいただいたところであります。しっかりと受けとめ、これからの町政運営執行に当たり、心して十分努めてまいりたいと思います。

平成28年度の事務事業が4月1日からいよいよスタートいたします。みんなで創る明日に向けて翔くまち木城の実現のために、引き続き議員の皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当面いたします諸行事につきましては、お手元に配付をしてございます。喫緊には、3月16日木城中学校の卒業式、19日には保育園の卒園式、24日には木城小学校の卒業式が予定をされています。ご出席を賜りまして、立派に一回り大きく成長いたしました園児、児童生徒をお祝いしていただければ幸いに存じます。このように、年度末多くの行事が予定をされていますので、議員各位におかれましては健康にご留意いただき、お繰り合わせの上、ご出席していただきますようお願い申し上げます。お礼と当面する行事への参加お願いといたします。改めまして、3月定例議会、どうもありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 議員の皆様は控え室のほうにお願いいたします。

○事務局長（淵上 達也君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。

午前9時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員